

# 阿南市立橘小学校 危機管理マニュアル

## 第1 総 則

### 1 目 的

この計画は、防災管理についての必要な事項を定め、地震・津波、火災、風水害等の災害の予防を図り、災害発生時の児童並びに教職員の生命・身体の安全を確保し、また被災した地域社会の安全形成を支援し、早期の学校教育活動の再開に向かうことを目的とする。

### 2 基本方針

- (1) 児童及び教職員の生命・身体の安全を第一とし、各災害種別に本校に応じた災害に対する備え、避難方法、児童の登下校・学校待機・保護者への引き渡し等の対応方法を策定する。
- (2) 教職員の役割を明確にし、各災害時に対応した具体的な行動計画を策定することにより、各災害より児童の安全を確保し、地域住民の安全確保のための支援を行う。
- (3) 防災教育・防災訓練を実施し、児童の災害に対する対応能力・判断力・行動力を育む。
- (4) 地域防災組織及び保護者等との密接な連携を図り、児童の安全の確保に努めると共に、学校が被災した場合の学校を再開させるための日程、作業内容について計画し、早急な学校教育活動の再開を目指す。

## 第2 防災対策組織について

### 1 防災対策委員会

#### (1) 防災対策委員会の設置

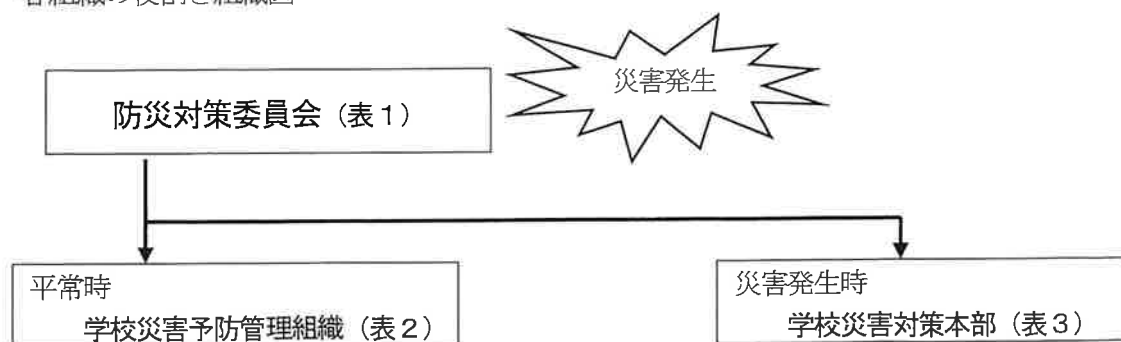
災害発生時に備え、防災対策を総合的に計画・実施し、安全確保に万全を期するため、校長を委員長とする防災対策委員会（表1）を設置する。また、その下に、平常時の対応組織として学校災害予防管理組織（表2）を、災害時の対応組織として学校災害対策本部（表3）を編成する。

#### (2) 審議事項

防災対策委員会は、次の基本的な事項について審議する。

- ① 防災計画、消防計画の立案及び変更に関すること
- ② 児童の安全、保護及び管理に関すること
- ③ 学校の施設、設備の管理及び点検・整備に関すること
- ④ 避難施設及び消防用設備等の維持管理に関すること
- ⑤ 防災に関する組織の運営に関すること
- ⑥ 地震・津波、火災、風水害等の災害の対策に関すること
- ⑦ 防災教育及び防災訓練とその実施方法等に関すること
- ⑧ 緊急時の情報連絡体制の整備に関すること
- ⑨ その他防災管理に関すること

#### (3) 各組織の役割と組織図



## 2 学校災害予防管理組織及び防災対策

平素における災害等の防止並びに児童及び校舎の安全確保、管理を図るため、学校災害予防管理組織を編成し、防災管理者（防火管理者を充てる）を置き、次のとおり役割を分担する。（表2）

- (1) 防災管理者（防火管理者）には教頭（校長）を充てることとし、次の業務を行うものとする。
  - ① 防災及び消防計画の作成、検討及び変更
  - ② 施設・設備の管理並びに火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査の実施及び監督
  - ③ 消防用設備等の点検設備の実施及び監督
  - ④ 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
  - ⑤ 増改築、修繕等の工事時における火災予防上の指導
  - ⑥ 児童、職員に対する防災教育及び各種訓練の年間計画の作成と実施指導
  - ⑦ 校長に対する防災・防火等の管理上の助言報告
  - ⑧ 教育委員会との防災・防火等の対策に関する事務の推進
  - ⑨ その他防災・防火等に関する必要な業務
- (2) 防災管理者（防火管理者）は、次の業務について、消防署への報告、届出等を行うものとする。
  - ① 消防計画の提出
  - ② 建物及び諸設備の設置又は変更に伴う諸手続
  - ③ 増改築、修繕等を行うときの事前連絡
  - ④ 消防用設備等の点検結果の報告
  - ⑤ 教育訓練指導の要請及び各種訓練の実施報告
  - ⑥ その他法令に基づく諸手続
- (3) 施設管理責任者は、次の業務を行うものとする。
  - ① 担当区域内の箇所責任者に対する業務の指導及び監督
  - ② 自主点検検査
  - ③ 防災管理者（防火管理者）の補佐
- (4) 箇所責任者は、次の業務を行うものとする。
  - ① 担当区域内の火気管理
  - ② 担当区域内の諸施設・設備の管理及び整備並びに器具等の維持管理
  - ③ 地震等に備えた安全措置等の維持管理
  - ④ 担当の施設・設備の自主点検検査
  - ⑤ 施設管理責任者の補佐
- (5) 建物等の自主点検検査は、次によるものとする。
  - ① 点検検査の時期（例）

検査対象	検査月日、回数
建築物	随時
火気使用設備器具	始・終業時各1回
危険物施設等	随時
電気設備	6か月1回以上

- ② 日常の自主点検検査（表4）P10 参照
  - ③ 定期の 〃 （表5）P11 参照
  - ④ 校長は、点検結果による不備欠陥事項については速やかに改修等の処置をする。
  - ⑤ 学校防災計画にかかる備品・施設の点検は毎月1回、防災教育及び防災訓練の自己評価は実施後に、学校防災計画についての自己評価・見直しは、必要に応じて随時実施する。
- (6) 消防用設備等の点検は次によるものとする。
- ① 消防用設備等の法定点検は、機器点検を6か月ごとに、総合点検を1年に1回実施するものとし、専門的知識及び資格を有する者（点検設備業者）が実施し、防火管理者はこれに立ち合う。

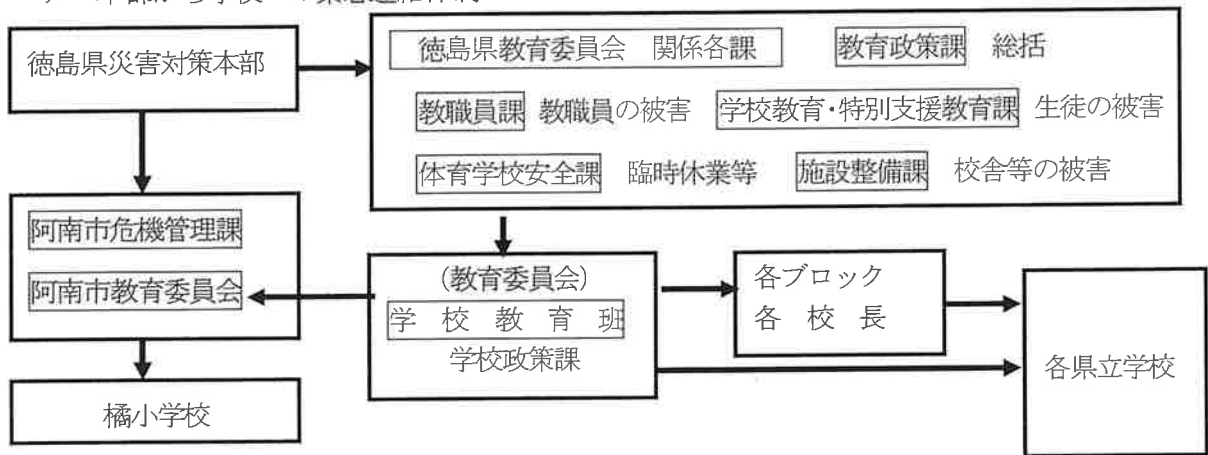
消防用設備等の種類	特殊消防用設備（消火器・屋内用消火栓設備・自動火災報知設備・非常電源		
機 器 点 検	（8月）・（1月）	総合点検	（ 1 月）
点検実施者（委託業者名）	森本清掃（令和6年1月5日）本年度は未定		

② 消防用設備等の自主点検は、防災管理者、施設管理責任者、箇所責任者が平素に随時行う。  
 (7) 防災管理者は、避難経路図を作成し児童及び教職員に対して避難経路の周知徹底を図る。避難経路図は、屋外に通じる避難経路図を明示したものとし、各階ごとの消防用設備等の配置状況についても明示しておく。

(8) 防災管理者は、次の情報連絡体制を整備する。

① 災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため、教育委員会、地域防災関係機関との情報連絡手段・体制の整備を図る。

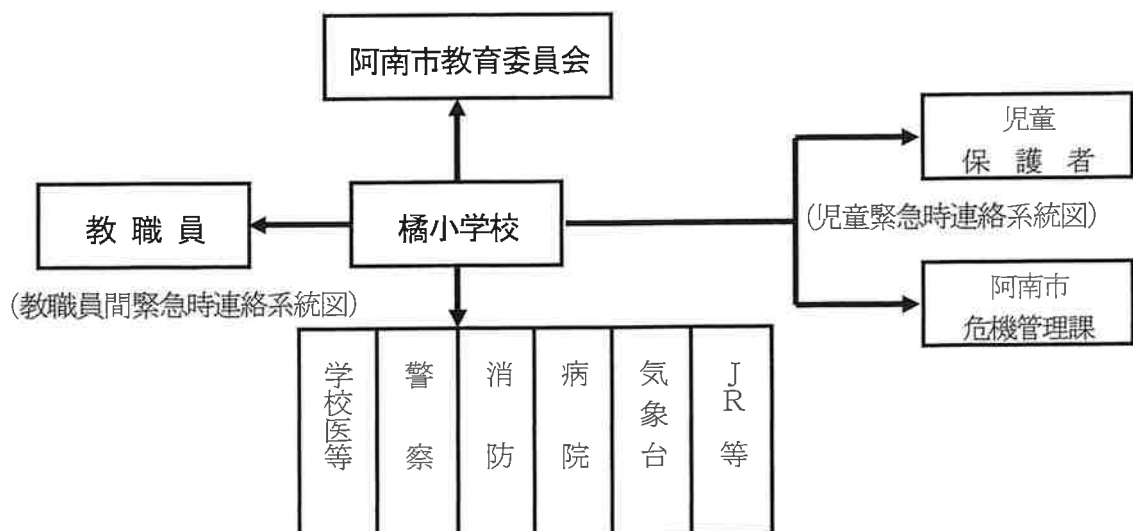
ア 本部から学校への緊急連絡体制



注：教育委員会と本校との緊急連絡方法は、上図のとおりとするが、緊急の度合いに応じ直接的な連絡方法をとるものとする。

② 災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため、教職員間、学校と保護者・児童との情報連絡体制の整備を図る。また、学校と地域災害対策担当部局との災害時における情報連絡体制を整備する。防災無線などを設置している場合は、その活用を図る。

ア 学校の緊急連絡体制



③ 教職員間の緊急時連絡系統図は、本校で独自に作成する。

④ 児童の緊急時連絡系統図は、本校で独自に作成する。

(9) 防災管理者は、災害発生に備え、必要な品目等を所定場所（防災倉庫他）に準備、保管する。

- ① 救急救助用備品                      ② 人員点呼用備品                      ③ 安全確認・誘導用備品  
④ 情報収集・通信用備品              ⑤ 消火用備品                              ⑥ 飲料用備品                              ⑦ その他

### 3 学校災害対策本部

災害が発生、または発生するおそれがある時は、災害に迅速、適切に対応し、防災の推進を図るため、校長を本部長に、教頭を副本部長として、(表3)の例を参考に学校災害対策本部を設置し学校の防災及び避難所支援に当たるものとする。

- (1) 学校災害対策本部の組織形態及び業務については、次のとおり(表3)とする。
- (2) 職員の配備体制については、徳島県災害対策本部運営規程に従い、本校における配備編成計画(表3-1)を作成する。
- (3) 学校災害対策本部の設置基準については、徳島県災害対策本部の設置基準を原則とし、本校の状況に応じて、校長が決定する。

## 第3 各災害時の対応

各災害時における教職員及び児童の対応については、災害ごとに想定される場面別に、具体的に示している。(⑨地震・津波：P16～，⑩火災：P26～，⑪風水害：P29～)

## 第4 避難所運営支援

災害時において学校が避難所となった場合には、校長は、あらかじめ定めた学校防災計画に基づき、避難所の開設及び管理運営に協力する。避難所の管理運営は、阿南市危機管理部局が定めた職員が担当し、教職員は、阿南市災害対策本部、地域自主防災組織、避難者自治組織、ボランティアとの連携を密にし、円滑な運営を支援する。

なお、大災害発災初期の段階においては、阿南市職員による対応が困難な場合も想定される。そのため、発災直後1週間ほどは教職員がリーダーシップをとって避難所運営を支援することを十分想定しておくものとする。

## 第5 学校教育活動の再開

学校は、災害発生後における学校機能の早期回復を図るため、教育委員会等と協議して、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を策定するとともに、学校教育活動を再開するための活動を行う。

## 第6 防災教育及び防災訓練

防災管理者は、災害から児童の安全を確保するために、年間計画を作成し、計画に従い防災教育に取り組み、防災訓練を実施する。

また、実施後チェックシートを活用し、計画の点検・検証等、問題点や課題等の洗い出しなどを行い、是正すべきところを改善し、計画を更新するというPDCAサイクルによるスパイラルアップを行う。

- (1) 学校で定めていること
  - ・ 防災教育のねらい及び重点、学年別、月別の関連教科、道徳、特別活動等における主な指導内容、時間数、指導方法等
  - ・ 防災教育、応急処置等の校内研修に関する事項
  - ・ 学校、家庭、地域社会との連携に関する事項
  - ・ 災害時及び事後の心の健康に関する事項
- (2) 防災教育年間計画作成上の配慮事項
  - ・ 児童及び地域の状況の実態に即した計画であること
  - ・ 組織的、発展的な計画であること
  - ・ 全教職員の共通理解に基づく計画であること

(3) 防災訓練について

- ・ 防災管理者は、前記の防災教育の年間計画とあわせて、教職員及び児童に対する各種訓練計画及び避難訓練等の実施時期及び方法について具体的に作成するものとする。
- ・ 防火管理者は、避難誘導、自衛消防訓練をする場合は、事前に消防署に通知するとともに、必要と認める場合は、指導の要請を行うものとする。

(4) 教職員の防災訓練シミュレーションと防災訓練の検討

- ・ 児童との防災訓練のみならず、教職員のみのある場合を想定した防災訓練（シミュレーションを含む）を実施し、必要に応じて防災訓練の在り方を検討する。

## 第7 学校防災計画の児童及び保護者への周知徹底

校長は、学校防災計画について児童及び保護者へ周知徹底する。

- (1) 児童・・・・・・・・新学年開始時期の学級活動、防災訓練実施時、防災教育活動時に周知徹底する。
- (2) 保護者・・・・・・・・入学式前の保護者説明、PTA総会、家庭訪問、個人懇談等を利用し、周知徹底する。

## 第8 地域社会との連携

校長は、学校防災の取組を地域に広く周知するため、ホームページ等を通じて情報発信すると共に、日頃から阿南市や地域自主防災組織など地域社会と密接な連携協力を図る。また、地域の防災体制を把握し、地域が行う防災訓練に参加したり、学校が被災した際の協力体制を確立させたりするなど、地域ぐるみで児童を災害から守る環境を整えていくものとする。

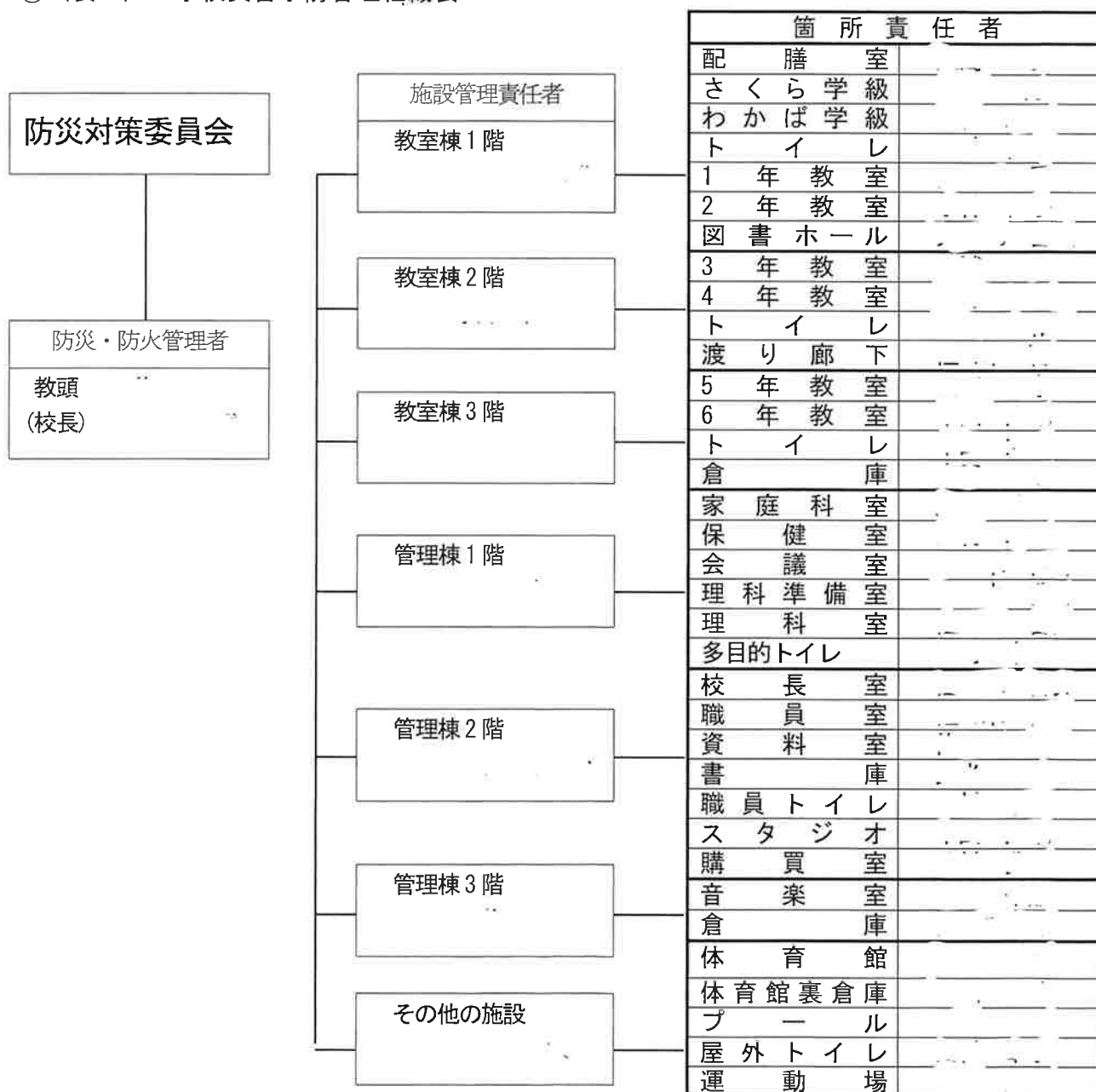
## 第9 学校防災計画の継続的改善

防災管理者は、平常時から、本計画を継続的に改善し、学校防災力の向上を図っていくため、防災教育・防災訓練等の実施後、チェックシート等を活用し、計画の点検・検証等、問題点や課題等の洗い出しなどを行い、是正すべきところを改善し、計画を更新するというPDCAサイクルによるスパイラルアップを行う。

① (表1) 防災対策委員会編成表

委員名	職名	氏名	備考
委員長	校長		
副委員長	教頭		
委員	主事		
"	教務主任		
"	生徒指導主事		
"	安全防災主任		
"	1階管理責任者		
"	2階管理責任者		
"	3階管理責任者		
"	養護教諭		

② (表2) 学校災害予防管理組織表



③ (表3) ア 学校災害対策本部編成表

分担	担当者名	役割	準備物
対策本部  本部設置場所 職員室 <職員室使用不可の場合> ① 校長室 ② 体育館	本部長 校長 副本部長 教頭 班長 教務主任  ※記録や情報収集 など詳細な分担も 決めておく	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内放送等による連絡や指示</li> <li>・応急対策の決定</li> <li>・各班との連絡調整</li> <li>・非常持出し品の搬出</li> <li>・校内の被災状況把握</li> <li>・記録日誌、報告書の作成</li> <li>・3区各小学校、二中校区各校園所との被災状況把握、連絡調整</li> <li>・教育委員会、市町村、PTA等との連絡調整、報告</li> <li>・消防署等への通報、報道機関等との連絡、対応・情報収集</li> </ul>	緊急マニュアル 学校敷地図 ラジオ ハンドマイク 懐中電灯 緊急活動の日誌 トランシーバー 携帯電話 マスターキー 特設公衆電話(校長室)

分担(班)	担当者名	役割	準備物
安全点検 消火班	班長 安全主任  副班長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火、安全点検</li> <li>・避難、救助活動の支援</li> <li>・被害状況の把握</li> <li>・施設等の構造的な被害程度の調査及び本部への報告</li> </ul>	消火器・ヘルメット ラジオ・道具セット 手袋(軍手)・被害調査票
応急復旧班		<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の把握</li> <li>・応急復旧に必要な機材の調達、管理</li> <li>・危険箇所の処理及び立入禁止措置</li> <li>・避難場所の安全確認</li> </ul>	被害調査票 ヘルメット 構内図 ロープ(資料室)
安否確認 避難誘導班	班長  副班長 担任 (授業担当者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・揺れがおさまった直後に負傷の程度を的確に把握し、本部に報告</li> <li>・安全な避難経路を使つての避難誘導</li> <li>・行方不明の児童生徒等、教職員を本部に報告</li> </ul>	クラス出席簿 行方不明者の記入用紙 筆記用具
保護者連絡班	班長  副班長 担任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡手段の検討・決定</li> <li>・引き渡し場所の指定</li> <li>・児童生徒等の引き渡し作業</li> <li>・引き渡しの際の身元確認</li> </ul>	引き渡しカード 集合場所配置図
救急医療班	班長  副班長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急手当の実施</li> <li>・応急手当備品の確認</li> <li>・負傷や応急手当の記録</li> <li>・負傷者等の医療機関への送致・連絡</li> </ul>	非常用持出袋(リュック) 応急手当等の備品 AED・担架・水 健康カード 安全靴・マスク
救護班		<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者の救出、救命</li> <li>・負傷者や危険箇所等の確認及び通報</li> </ul>	
避難所支援班	班長 教務主任  副班長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村及び関係する地域自主防災組織等と連携し、学校が避難所となったときの避難所運営支援</li> </ul>	ラジオ・バリケード・ ロープ・校内配置図 避難者への指示看板
学校再開班	班長 教頭  副班長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育活動を再開するために必要な作業・確認事項・協議</li> </ul>	教科書・学用品・給食

○時間の経過とともに、状況が変化するので班員も状況に合わせて、移動・補充させる。

(表3-1) イ 災害発生時の教職員の配備編成計画

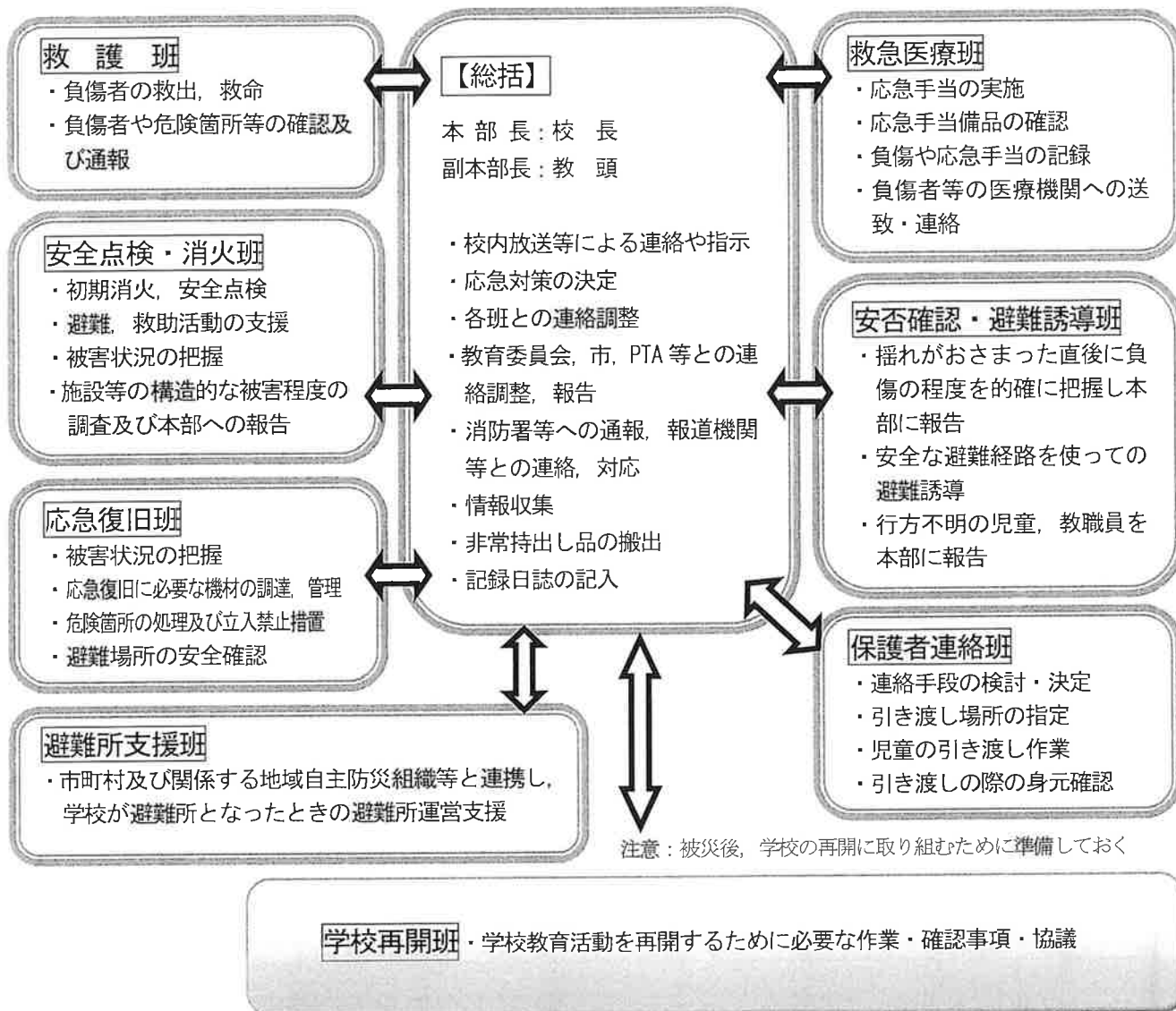
学校災害対策本部 配備編成計画

学 校 名	阿南市立橋小学校		
本部長名 (職)	..... (校 長)		
・職務代行順位	1	-	(教 頭)
・代行者名	2		(教務主任)
・ (職)	3		(教 諭)

配 備 体 制		
第 1 非 常 体 制	第 2 非 常 体 制	第 3 非 常 体 制
1. 大雨注意報等が発表され、相当な災害の発生が予想されるときまたは、台風が本県に接近する恐れがあるとき 2. 県内に震度4の地震が発生したとき 3. 徳島県に津波注意報が発表されたとき 4. 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき 5. その他、大規模な事故等の災害が発生し、大きな被害が予想されるとき	1. 暴風、大雨、洪水警報等が発表されたとき 2. 台風が本県を通過することが確実とされたとき 3. 河川が警戒水位に近づいたとき 4. 県内に震度5弱または5強の地震が発生したとき 5. 徳島県に津波警報が発表されたとき 6. 大雨特別警報が発表されたとき 7. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき 8. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき 9. その他、大規模な事故等の災害が発生し、大きな被害が発生したとき、または特に大きな被害が予想されるとき	災害対策本部が自動設置されたときは全員配備体制とする。 ●自動設置 1. 県内で震度6弱以上の地震が発生したとき ●半断設置 1. 県内で震度5弱または5強の地震が発生したとき 2. 徳島県に大津波警報が発表されたとき 3. 大雨特別警報が発表されたとき 4. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき 5. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき 6. 県内で相当規模の地震災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき 7. 台風等により大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき 8. その他、多数の人的被害など重大な社会的影響のある大規模な事故等の災害が発生し、又はそのおそれが高まったとき
氏名 (職)	氏名 (職)	氏名 (職)
1 ..... (校 長) ..... (教 頭) 2 ..... (教務主任) 3 ..... (教 諭)	1 ..... (校 長) ..... (教 頭) 2 ..... (教務主任) 3 ..... (教 諭)	1 ..... (校 長) ..... (教 頭) 2 ..... (教務主任) 3 ..... (教 諭)
① ..... (教諭) ② ..... (教諭) ③ ..... (教諭) ④ ..... (講師)	① ..... (教諭) ② ..... (教諭) ③ ..... (教諭) ④ ..... (講師)	① ..... (教諭) ② ..... (教諭) ③ ..... (教諭) ④ ..... (講師)
(勤務時間内) 直ちに配備につく。 (勤務時間外) 1～3の順番で自宅待機し、状況に応じて配備 ①～④の順番で自宅待機し、状況に応じて配備	(勤務時間内) 直ちに配備につく。 (勤務時間外) (地震の場合) 1→3の順番で1名を配備 その他の職員は、第1非常体制の①→④の順番で、その時の順番に当たっている2名を配備 (合計3名) (その他) 第1非常体制の①→④の順番で自宅待機し、状況に応じて配備	(勤務時間内) 直ちに配備につく。 (勤務時間外) (自動設置の場合) 全職員 (半断設置の場合) 1→3の順番で1名を配備 その他の職員は、第1非常体制の①→④の順番で、その時の順番に当たっている2名を配備 (合計3名)



(表3-2) ウ 学校災害対策本部イメージ図



(表3-3) エ 災害対策本部の設置基準と設置場所・・・設置権限者 校長(代替 教頭)

災害	設置基準	設置場所①	設置場所②
地震	徳島県災害対策本部の設置基準に準じる	校舎が使用できる場合 2F職員室	校舎が倒壊し使用不可の場合 体育館ステージ
津波	〃	校舎内に避難した場合 2F職員室	校舎が倒壊し使用不可の場合 体育館ステージ
火災	〃	校舎内で火災発生 体育館ステージ	校舎外で火災 校長室
風水害	〃	校舎内で避難した場合 2F職員室	校舎が使用不可の場合 体育館ステージ

(表3-4) オ 災害対策本部が設置された場合に本部内に備える物

電話1台(0884-27-0002)，FAX1台(0884-27-0320)  
 ノートパソコン2台，プリンター1台，コピー機，ホワイトボード，デジタルカメラ，携帯電話，  
 防災ラジオ，ハンドマイク，特設公衆電話機  
 筆記用具(ボールペン，鉛筆，マジック，消しゴム，A4用紙1組，ノート，のり，ガムテープ)



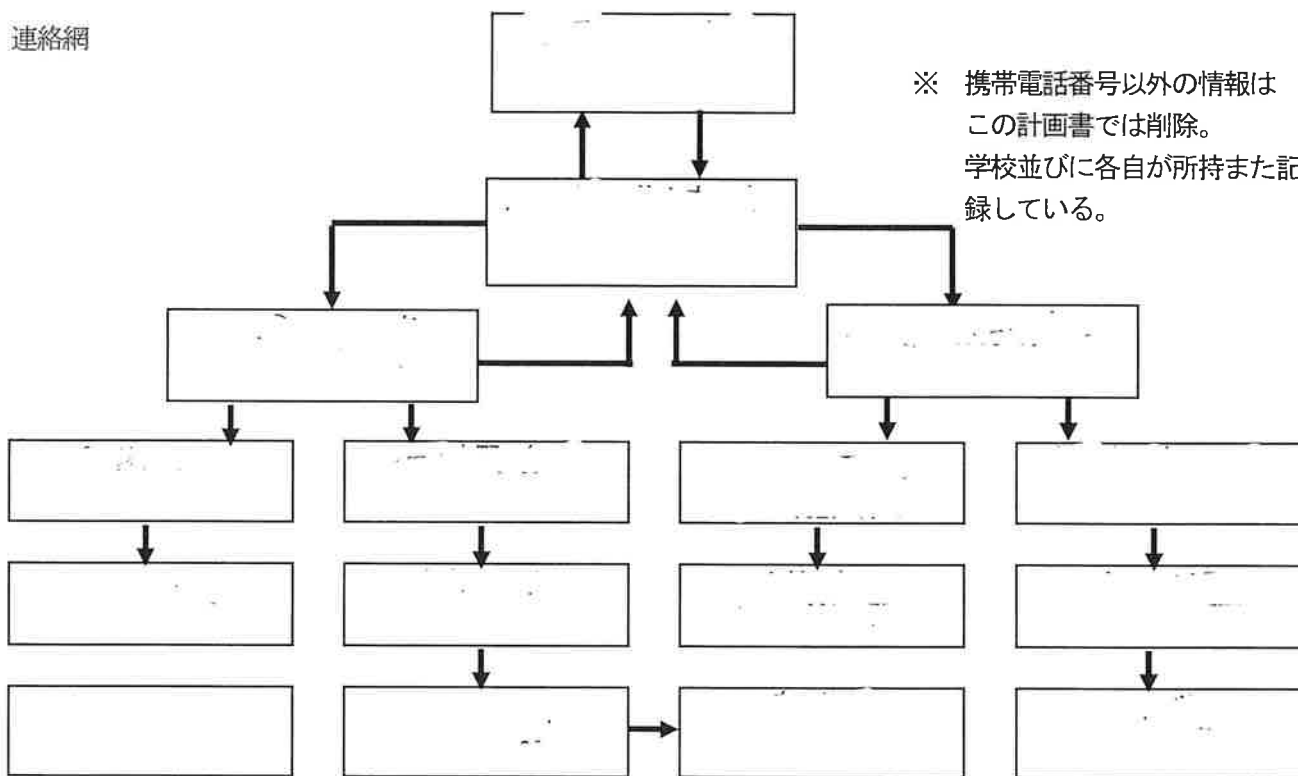
④ (表5) ( 年 月分) 自主点検検査チェック票 ( 定 期 )

検査実施項目及び確認箇所		検査日	結果	検査者名
建物構造等	柱, 梁, 壁, 床	・コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。		
	天井	・仕上材に, はく脱・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。		
	外壁・ひさし・パラペット	・貼石・タイル・モルタル等の仕上材に, はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等がないか。 ・外壁の耐火構造等に損傷はないか。		
	窓ガラス	・窓枠・サッシ等の仕上材に剥落, 落下のおそれのある弛み, ガラス等のひび割れはないか。		
	その他	・防火区画を構成する壁, 天井に損傷はないか。		
防火・避難施設	避難通路	・避難通路の幅員が確保されているか。		
	階段	・階段室に物品が置かれていないか。		
	避難口 (出入口)	・扉の開放方向は避難上支障がないか。 ・避難階段等に通じる出入口, 屋外への出入口の幅は適切か, 又付近に支障となる物品は置いていないか。		
	屋上・ベランダ	・避難に支障となる工作物や物品はないか。		
火気使用設備	ガス	・元栓は閉めているか。 ・ガス管は老朽化していないか。		
	石油ファンヒーター 電気ストーブ	・周りに引火物がないか。 ・安全装置は作動するか。		
危険物施設等	ガラス器具	・転倒・落下し破損・飛散しないか。		
	薬品類 医薬品類	・収納戸棚は転倒しないか。 ・混合発火を避けるため, 薬品は種類別に収納されているか。 ・自然発火防止の保護液は充分か。 ・危険度の高い薬品の収納方法は万全か。		
	食器類	・転倒・落下し, 破損・飛散しないか。		
	油類	・転倒・落下し流出することはないか。		
	工作機械 工作用具	・転倒・落下したりしないか。		
電気設備	電気器具・設備	・タコ足配線による接続はしていないか。 ・コードに亀裂, 老化, 損傷はないか。 ・許容電流の範囲内で適正に使用しているか。 ・変電設備は, 有資格者が定期的に検査しているか。		
その他	ロッカー・整理棚	・倒れたり, 移動したりしないか。		
	テレビ コンピュータ	・転倒, 落下, 移動したりしないか。		
	照明器具	・落下したりしないか。		
	サッカーゴール等	・転倒したりしないか。		
	ブロック塀等	・破損, 転倒等しないか。		
注1 チェック欄には, 良は○印, 不備は×印を, 即時補修(改修)したときは△印を記入する。 2 不備欠陥事項は, 防火管理者に報告すること。 ※ その他, 学校の置かれた状況に応じて予防点検項目を定める。		防火管理者 確認		

⑤ (表6) 教職員の緊急時連絡体制 (R6.4.17)  
 休日・夜間の連絡及び安否確認の方法について

方	・電話による連絡・安否確認	・携帯メールによる連絡・安否確認
法	・電子メールによる一斉連絡・安否確認	・すだちくんメールによる安否確認

連絡網



電話連絡

- ・ 本部長の代理は、副部長①。その代理は副部長②として連絡業務を行う。
- ・ 連絡が取れない場合は、次の人に連絡をして、各班長に連絡の取れない人物を報告する。
- ・ 最後の人は、各班長に連絡が来たことを報告する。各班長は副部長に、副部長は本部長に連絡する。
- ・ 自分が通信手段を失った場合は、自ら本部長へ連絡する。(災害伝言ダイヤル、避難先から電話かメールなど)

メール連絡

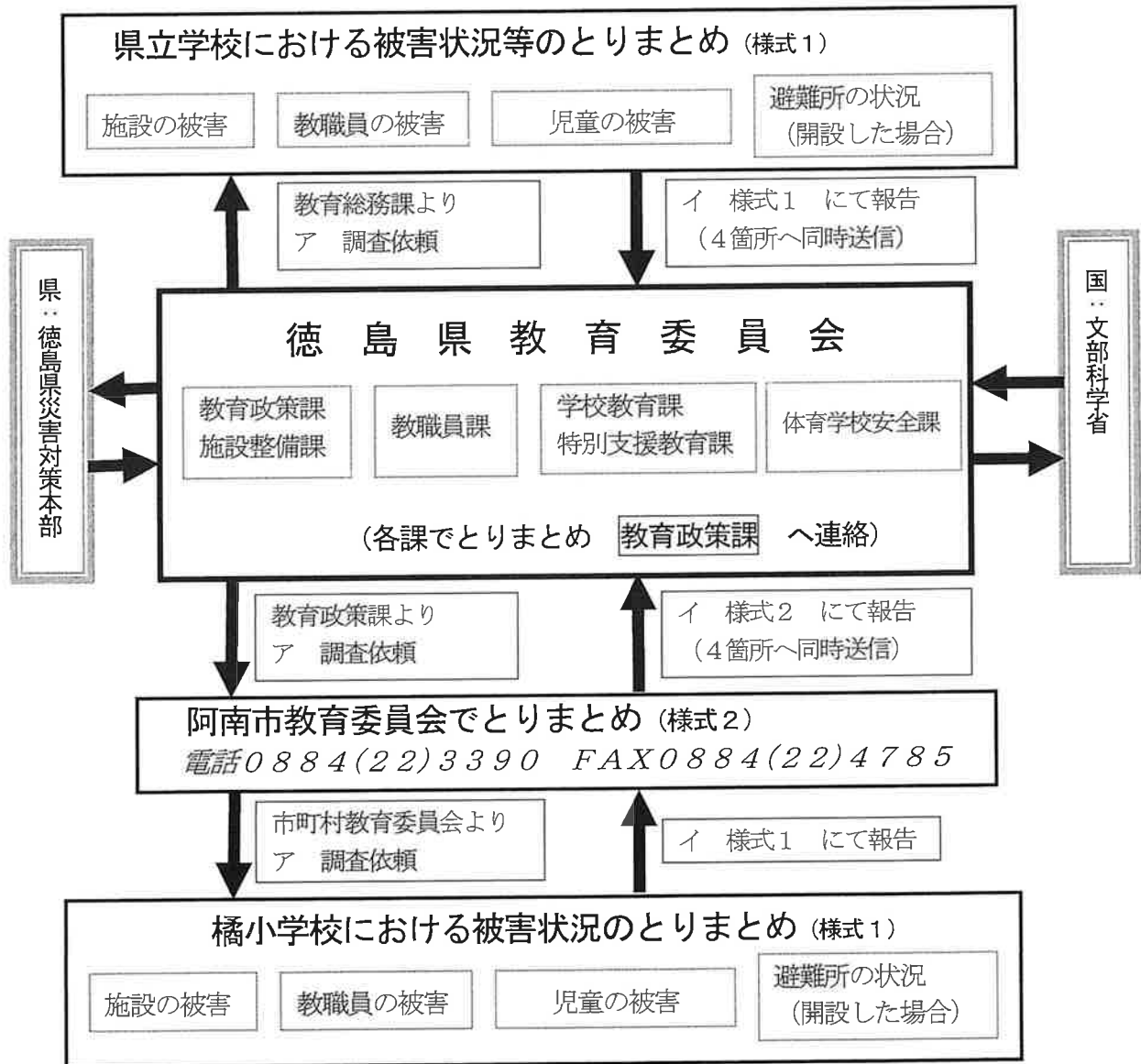
- ・ 配信は本部長より副部長①②・班長へ一斉配信。班長は班員へ転送。(代替は副部長①、副部長②の順)
- ・ 返信は各班長でとりまとめた後、本部長、副部長①②へ結果報告メールする。

<学校より距離別職員一覧表>

近距離 (0~5Km) 圏		中距離 (5~10Km) 圏	長距離 (10Km 以上) 圏
教諭		校長	教頭
教諭		教諭	教諭
教諭		教諭	教諭
主事		学校用務員	栄養教諭
講師			養護教諭
			(主任主事)
			講師

⑥ 災害発生時における被害報告連絡体系図

- ア 災害発生時には、県教委教育総務課において必要と判断した場合、教育総務課より阿南市教委へ被害調査を依頼する。
- イ 小・中学校においては様式1にて阿南市教委に報告し、阿南市教委は様式2にまとめた後、県教委教育総務課（施設整備課含む）、教職員課、学校政策課（特別支援教育課含む）、体育学校安全課の4箇所へFAXにて同時送信する。
- ウ 報告した各被害状況について、さらに対応が必要な場合は、各課と学校が直接連絡を取り対応する。



その他、本校が災害発生時に連絡する必要がある箇所の一覧表

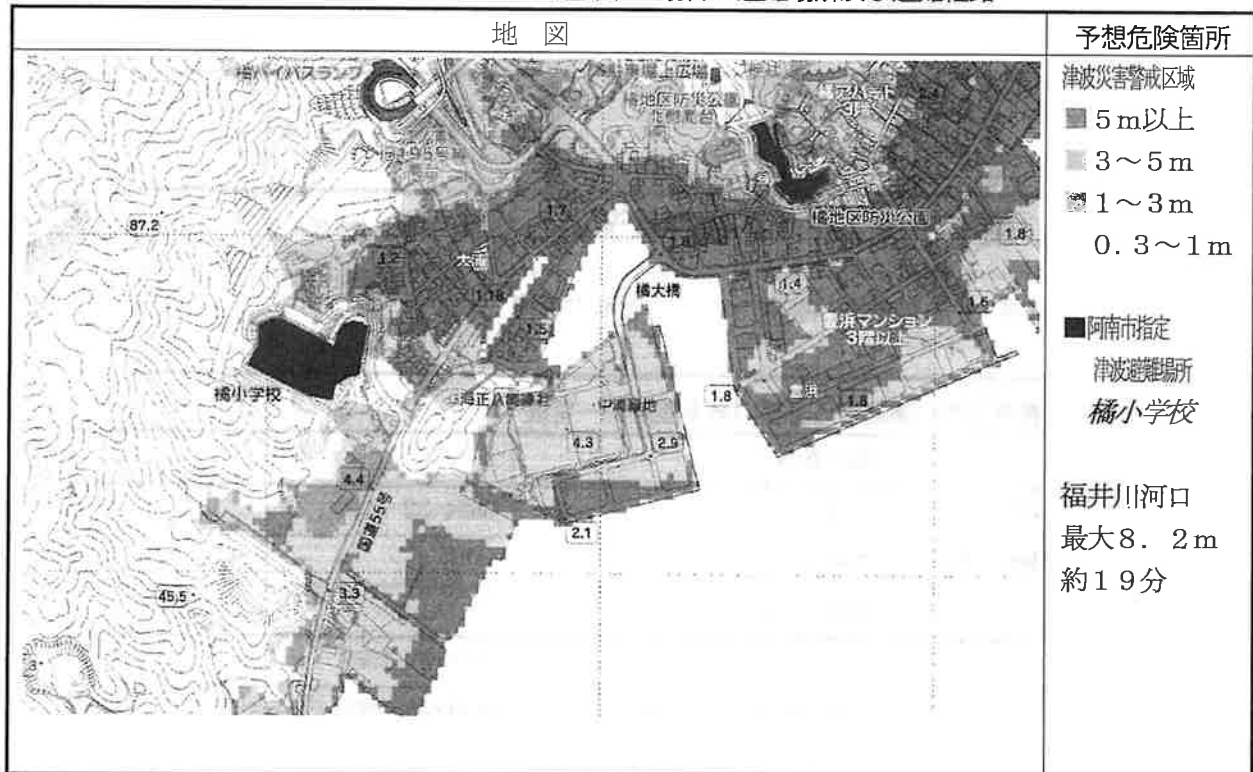
連絡先	電話番号	FAX
阿南消防組合消防本部	0884-22-1120	0884-22-1190
阿南消防組合南出張所 (橘)	0884-27-1574	
橘町駐在所	0884-27-0054	
橘公民館 (橘自主防災会)	0884-27-2585	0884-27-2585
阿南第二中学校	0884-26-0203 1778	0884-26-1011
橘子どもセンター	0884-26-8800	

⑦ 各災害に対する対策検討シート  
 <平常時からしておくこと>

ア 学校の概況や立地条件から想定される学校の被災リスクについて

学校名	阿南市立橋小学校		
〒779-1402	所在地	徳島県阿南市橋町大浦166の1	
Tel	0884-27-0002	Fax	0884-27-0320
校長名			
児童生徒数	62名	職員数	15名
校舎（管理棟）の立地条件			
①木造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	3階建
②耐震化	できている	できていない	
③標高	26メートル		
① 定される被害	浸水・土砂崩れ・（その他 壁面・窓ガラスのひび割れ）		
校舎（教室等）の立地条件			
①木造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	3階建
②耐震化	できている	できていない	
③標高	26メートル		
④想定される被害	浸水・土砂崩れ・（その他） 壁面・窓ガラスのひび割れ		
体育館の立地条件			
①木造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	階建
②耐震化	できている	できていない	
② 標高	26メートル		
③ 想定される被害	浸水・土砂崩れ・（ ）		

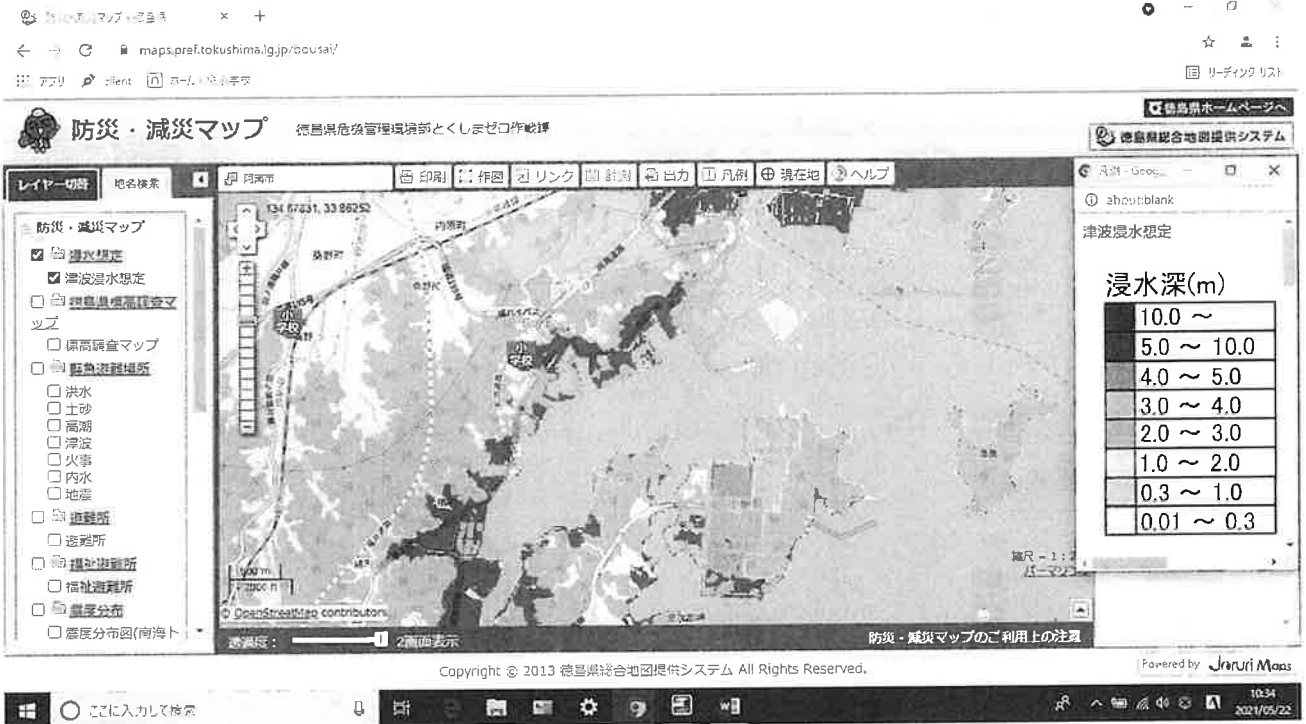
イ 校区内のハザードマップの作成 校外へ避難する場合の避難場所及び避難経路



イー①

<地震・津波ハザードマップ>津波浸水想定区域

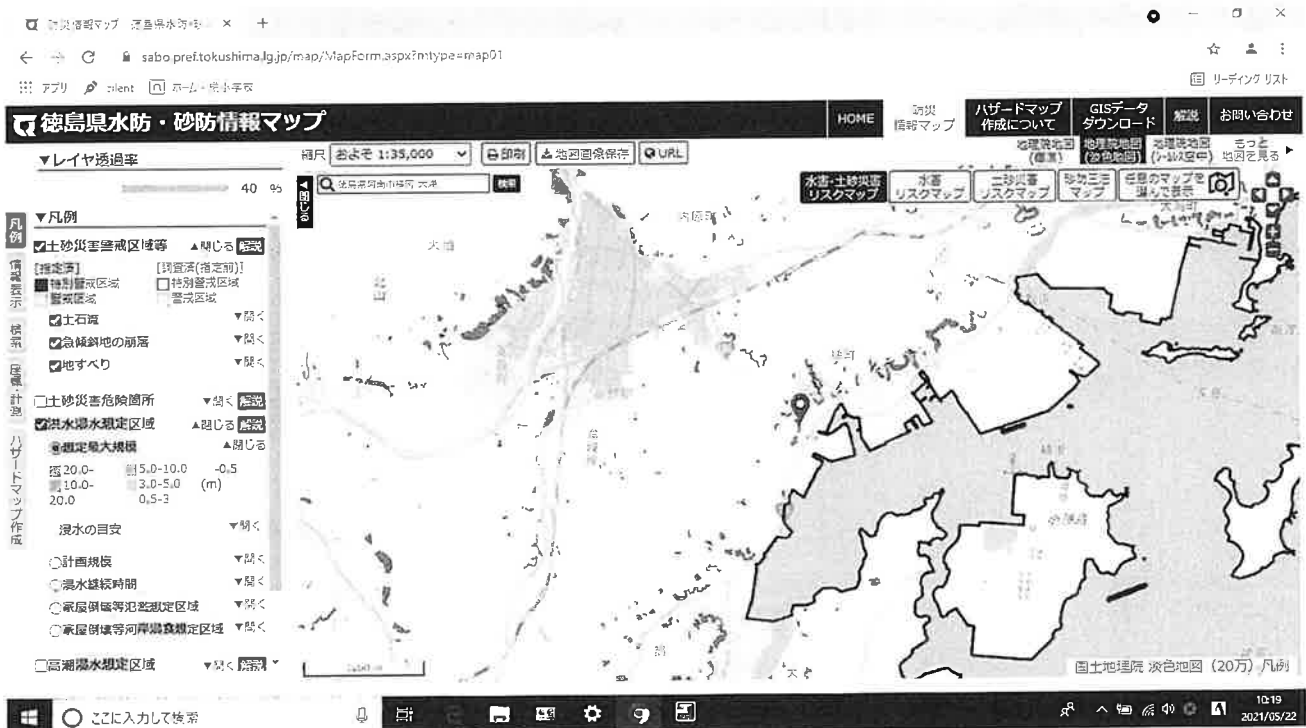
地震・津波の一次避難場所（橘小学校運動場）二次避難場所（橘小学校体育館）



イー②

<水防砂防情報マップ>洪水浸水想定区域（想定最大規模）・土砂災害警戒区域

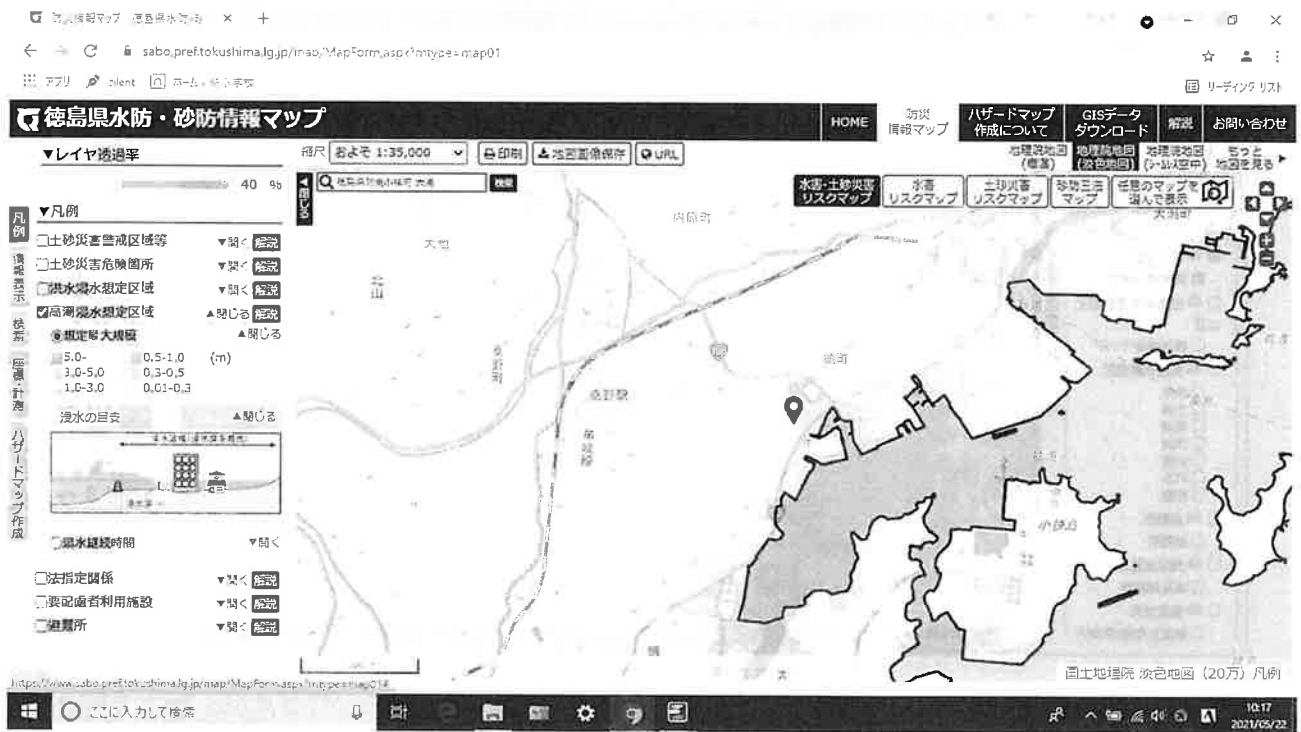
洪水・水害等の一次避難場所（橘小学校運動場）二次避難場所（橘小学校体育館）  
土砂災害等の一次避難場所（橘小学校運動場）二次避難場所（橘小学校教室棟）



### イー③

#### <水防砂防情報マップ>高潮浸水想定区域（想定最大規模）

高潮の一次避難場所（橘小学校運動場）二次避難場所（橘小学校体育館）



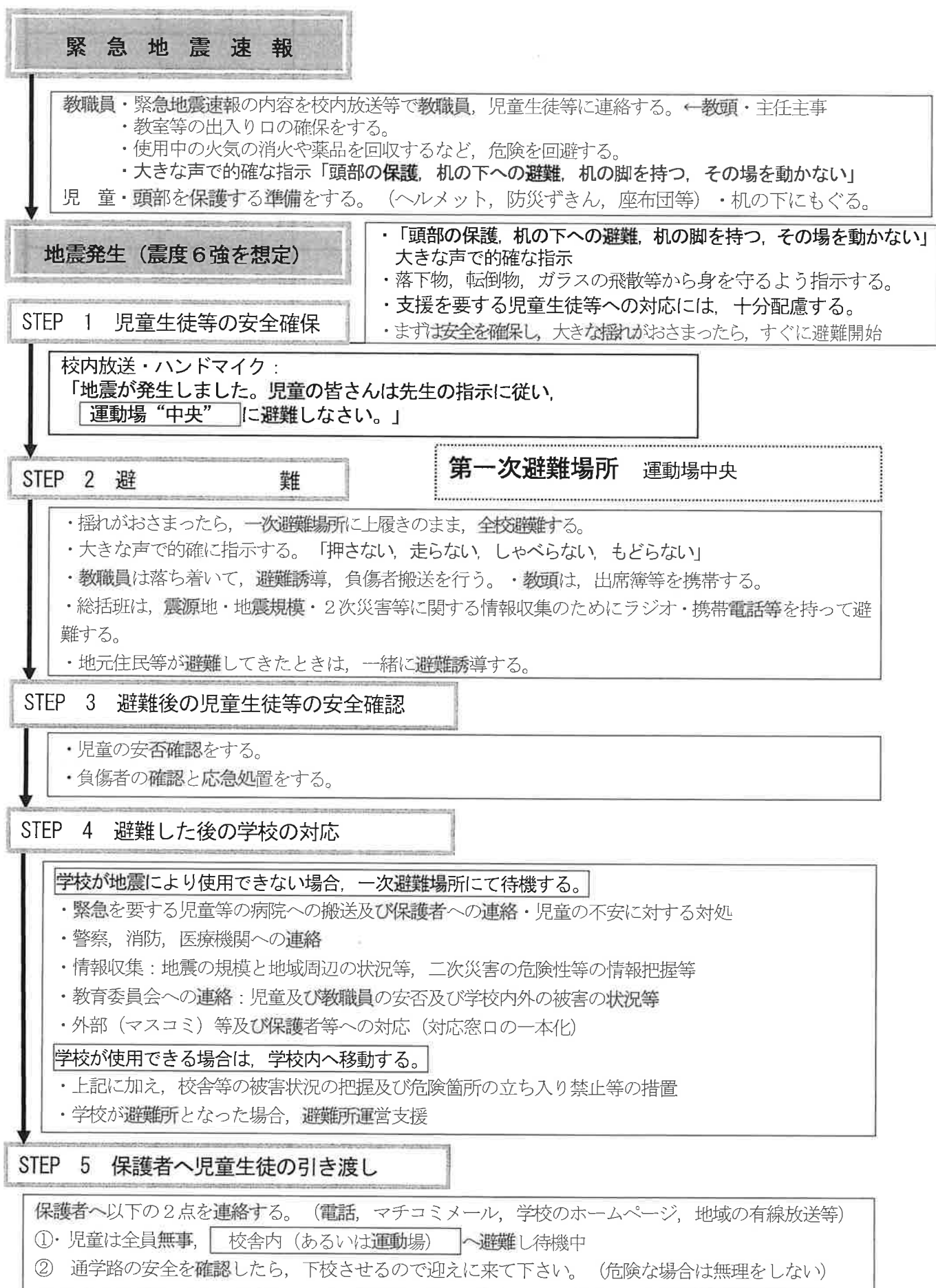


⑧ 備蓄物品管理表

	備蓄品名	数量	保管場所	使用期限	管理責任者	確認日
救急救助用品	救急医薬品 (バッグ)	8セット	保健室・職員室			
	担架	2個	保健室内・外			
	三角巾	4枚	保健室・職員室			
	毛布難・燃性毛布	16枚・10枚	体育館・保健室・防犯庫			
	寝具	2組	保健室			
安全確認・誘導用備品	ロープ	7本	体育館・資料室			
	ハンマー	2個	階段下・資料室			
	バール	1本	農具倉庫			
	ハンドマイク	7個	職員室・資料室			
	ヘルメット	10個	体育館・保健室・防犯庫			
	縄ばしご	1組	資料室			
	脚立・はしご	8脚	階段下・資料室			
人員点呼用備品	懐中電灯	2個	職員室・資料室			
	予備乾電池	各種	職員室			
	カンテラ	6個	各教室			
	メガホン					
情報収集・通信用備	災害用ラジオ	1台	職員室			
	トランシーバー	4組・3組	職員室・防災倉庫			
	防災無線受信機	1台	職員室			
	特設公衆電話機	1台	校長室			
	手回し充電式ラジオ	1台	職員室			
消火設備	消火器		各指定場所			
飲料用備品	飲料水	1.5L×48本	家庭科室	2028.7		
	クラッカー	168缶	家庭科室	2026.2		
	クラッカー	168缶	家庭科室	2028.2		
	わかめごはん	200食	家庭科室	2025.6		
	わかめごはん	250食	家庭科室	2028.5		
	白飯	100食	家庭科室	2028.5		
その他	ワンタッチパーティション	2組	防災倉庫			
	ブルーシート	10枚	体育館・保健室・防犯庫			
	ゴザ	2枚	資料室			
	車椅子	1台	管理棟1階			
	簡易トイレ	(12個)	防災倉庫			

⑨ 地震・津波 編

ア 地震・津波発生時の基本対応及びその流れ（児童が在校時）



1 地震・津波が発生した場合の避難場所およびその判断基準

判断基準	避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所
<p>○地震発生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震度4以上</li> <li>・震度5弱以上</li> </ul> <p>(大津波警報発令の恐れ)</p>	<p>避難場所：運動場（中央）                      災害対策本部：職員室</p> <p>集合形態：学年ごとに2列（3年生は1列）</p> <p>避難場所：安全確認の後 二次避難場所の体育館へ                      災害対策本部：校長室</p> <p>集合形態：学年ごとに2列（3年生は1列）</p> <p>地図</p> <div data-bbox="466 450 1414 1767" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">4 学校の配置図</p> </div>

# 学級担任

人物	場所	役割分担
学級担任	学級教室	児童の避難誘導・安全確保

## STEP 1 児童の安全確保

- ・大きな声での確な指示「頭部の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かさない」
- ・出口確保。

一次避難場所

運動場中央

二次避難場所

体育館

## STEP 2 避難

- ・大きな声での確に指示する。「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」
- ・落ち着いて、避難誘導、負傷者搬送を行う。
- ・児童名簿等を携帯する。

## STEP 3 避難後の児童の安全確認

- ・児童の安否確認をする（報告→教頭→校長）
- ・負傷者の確認と応急処置をする。

## STEP 4 避難した後の学校の対応

大津波警報・津波警報が解除になるまでは、避難場所で待機する。  
解除を確認してから、

- ・緊急を要する児童の病院への搬送及び保護者への連絡
- ・児童の安全確保・児童の不安への対処と見守り

## STEP 5 保護者への児童の引き渡し

保護者へ以下の3点を連絡（電話、まちこみメール、学校のホームページ、地域の有線放送等）

- ①児童は全員無事、一時避難場所もしくは二次避難場所へ避難し待機中
- ② 大津波警報・津波警報が解除になるまで、児童は待機させる。
- ③（下校の判断基準により）安全が確認されたら、下校させるので迎えにきて下さい。  
(危険な場合は無理をしないこと)

## 連絡先等

橋小学校 電話番号 0884-27-0002 メール tatibana@mh.pikara.ne.jp

# 校 長

人物	場所	役割分担
校 長	校 長 室	総括・意思決定・児童、教職員、地域住民の安全確保

## STEP 1 児童の安全確保

- ・全員に待避行動の指示をする。

一次避難場所

運動場中央

二次避難場所

体 育 館

## STEP 2 避 難

- ・揺れが収まったら、一時避難場所を決定し、避難指示を出す。  
落ち着いて、的確に避難誘導及び負傷者搬送を行うよう指示する。
- ・避難してきた地域住民もいっしょに誘導する。
- ・危機管理マニュアル、関係機関連絡簿等を携帯する。落ち着いて、避難誘導、負傷者搬送を行う。

## STEP 3 避難後の児童の安全確認

- ・児童・教職員の安否確認をする。
- ・負傷者等の確認と応急処置の指示をする。
- ・地域住民の避難状況を把握する。

## STEP 4 避難した後の学校の対応

大津波警報・津波警報が解除になるまでは、避難場所で待機する。解除を確認してから、

- ・緊急を要する児童の病院への搬送を指示・依頼 保護者への連絡を指示
- ・正確な地震・津波に関する情報の収集・入手を行う。
- ・警察・消防署等関係機関への連絡を指示。
- ・市教委へ児童教職員の安否及び学校内外の被害状況報告。
- ・外部との対応。
- ・危険箇所の確認と表示を指示。
- ・必要に応じて「避難所開設」の準備を行う。

## STEP 5 保護者への児童の引き渡し

- ・二次避難場所（安全な場所）へ移動し、下校の判断基準が確認できたら保護者への引き渡しを指示する。
- ・確実に引き渡しができているか確認・把握する。

## 連絡先等

橋小学校 電話番号 0884-27-0002 メール tatibana@mh.pikara.ne.jp

# 教 頭

人物	場所	役割分担
教 頭	職員室	総括補佐・連絡調整・児童・教職員の安全確保

## STEP 1 児童・職員の安全確保

- ・校長の指示を受け、校内放送で待避行動をとるよう的確に知らせる。  
「頭部の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かさない」  
停電時： ハンドマイク

一次避難場所

運動場中央

二次避難場所

体 育 館

## STEP 2 避難及び二次災害防止

- ・校内放送による避難指示（停電時：ハンドマイク）  
大きな声で的確に指示する。「頭上の安全確保」「おはしも」の徹底
- ・教職員とともに避難経路の安全確認をする。
- ・落ち着いて、避難誘導をする。
- ・負傷者の確認と搬送を行う。
- ・出席簿、児童名簿、引き渡しカード、危機管理マニュアル等関係書類を携帯する。

## STEP 3 避難後の児童の安全確認

- ・児童・教職員の安否確認をし、校長に報告する。
- ・負傷者の状況を把握し、養護教諭に応急処置を指示する。

## STEP 4 避難した後の学校の対応

- 大津波警報・津波警報が解除になるまでは、避難場所で待機する。解除を確認してから、
- ・緊急を要する児童の病院への搬送及び保護者への連絡をする。
  - ・校舎内外、二次避難場所（体育館）の被害状況の把握及び危険箇所の立ち入り禁止等の措置。
  - ・校長の指示により、警察・消防・医療機関等関係機関への連絡調整。
  - ・正確な地震情報、津波の発生状況、二次災害の危険性等、主任主事とともに情報を収集。
  - ・地震被害が甚大な場合、橘地区に津波注意報以上の発令時  
「安全が確保されるまで帰宅させず暫時預かる」旨をマチコミメール（一部電話）で配信する。

## STEP 5 保護者への児童の引き渡し

- ・校長の指示により、児童引き渡しについて保護者へ連絡する。  
（マチコミ、電話、電子メール、学校のホームページ、地域の有線放送等）
- ・児童引き渡しカードの準備、確実に引き渡しができるよう指導し、記録する。

連絡先等

橘小学校 電話番号 0884-27-0002 メール tatibana@mh.pikara.ne.jp

# 養護教諭

人物	場所	役割分担
養護教諭	保健室	児童の救護・安全確保

## STEP 1 児童の安全確保

- ・大きな声での確かな指示「頭部の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かない」
- ・ベッドの下に避難し、布団等で頭上の安全確保。

一次避難場所

運動場中央

二次避難場所

体育館

## STEP 2 避難

- ・大きな声での確かに指示する。「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」
- ・落ち着いて、避難誘導、負傷者搬送を行う。
- ・危険物（測定器具・薬品庫）等から離れるよう指示する。
- ・健康調査一覧・応急セットを携帯する。

## STEP 3 避難後の児童の安全確認

- ・児童の安否確認をする。
- ・負傷者の応急手当を行うとともに手当の状況を記録する。
- ・負傷者が多数の場合は、教職員に適切な応急手当について指示する。

## STEP 4 避難した後の学校の対応

大津波警報・津波警報が解除になるまでは、避難場所で待機する。解除を確認してから、

- ・緊急を要する児童の病院への搬送する。  
(搬送の際には、救急隊及び保護者に負傷及び応急手当の状況を的確に伝える。)
- ・児童の不安に対する対処（心のケア）

## STEP 5 保護者への児童の引き渡し

保護者へ以下の3点を連絡（電話、マチコミメール、学校のホームページ、地域の有線放送等）

- ① 児童は全員無事、一次避難場所または二次避難場所へ避難し待機中
- ② 大津波警報・津波警報が解除になるまで、児童は待機させる。
- ③ （下校の判断基準により）安全が確認されたら、下校させるので迎えにきて下さい。  
(危険な場合は無理をしないこと)

絡先等

橋小学校 電話番号 0884-27-0002 メール tatibana@mh.pikara.ne.jp

# 事務職員

人物	場所	役割分担
主事	職員室	重要書類等の搬出・情報収集・連絡調整

## STEP 1 児童の安全確保

- ・教頭とともに、校内放送による的確な待避行動の指示。  
「頭部の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かさない」

停電時：ハンドマイク

一次避難場所

運動場中央

二次避難場所

体育館

## STEP 2 避難

- ・「おはしも」の徹底。
- ・出席簿等重要書類、児童名簿、危機管理マニュアル等関係書類の携帯・搬出
- ・児童生徒名簿等を携帯する。

## STEP 3 避難後の児童の安全確認

- ・児童・教職員の安否確認をする。

## STEP 4 避難した後の学校の対応

- ・校舎内外、二次避難場所（体育館）の被害状況の把握及び危険箇所の立ち入り禁止等の措置を補佐する。
- ・校長の指示により、警察・消防・医療機関等関係機関への連絡調整を補佐する。
- ・正確な地震情報、津波の発生状況、二次災害の危険性等、教頭とともに情報を収集。

## STEP 5 保護者への児童の引き渡し

- ① 安全で確実な引き渡しについて補佐し、引き渡しを終了した児童の記録をする。
- ② 避難所開設の準備を補佐する。（避難住民の名簿作成等）

橋小学校 電話番号 0884-27-0002 メール tatibana@mh.pikara.ne.jp



イ 地震・津波が発生した場合の情報収集のための機器や方法

機器・方法	設置場所・情報集の方法	担当者
携帯電話 (エリアメール)	各教職員で受信する。受信後、ただちに校内放送で各教室に知らせる。	職員室内に居る教職員
ラジオ	職員室に設置, 地震を感じたら教頭がラジオをつける。	教頭・主任主事
テレビ	〃	教頭・主任主事
インターネット	職員室に設置, 常時起動, 随時チェックを行う。	教職員・主任主事
携帯電話 (すだちくんメール)	各教職員で受信する。	教職員

ウ 地震・津波が発生した場合の避難場所及びその判断基準

	判断基準	避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所
CASE 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地震発生</li> <li>・震度4以上</li> <li>[津波を伴わない]</li> <li>・気象庁より「津波の発生はありません」の発表あり</li> </ul>	<p>避難場所：運動場“中央”                      集合形態：学年ごとに2列（3年生は1列）</p> <p>災害対策本部：職員室</p>
CASE 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地震発生</li> <li>・震度5弱以上</li> <li>○津波発生</li> <li>・大津波警報発令</li> <li>・津波警報発令</li> <li>・津波到達の恐れあり</li> </ul>	<p>避難場所：運動場“中央”                      集合形態：CASE1と同じ</p> <p>災害対策本部：職員室</p>
CASE 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地震発生</li> <li>・震度5強以上</li> <li>○津波発生</li> <li>・大津波警報発令</li> <li>・津波到達の恐れありし</li> <li>・校舎が地震により一部崩壊</li> <li>○二次避難場所（体育館）の安全状況確認後, 移動</li> </ul>	<p>避難場所：学校運動場中央から（体育館）へ移動                      集合形態：6年が1年を, 5年が2年を誘導                      災害対策本部：校長室または職員室</p> <p>地図：</p>

エ 地震・津波が発生した場合、持ち出さなければならない重要書類と保管場所

品名	保管場所	担当者
関係機関連絡一覧表	校長室・職員室	校長
児童名簿・出席簿	職員室ロッカー・引き出し	教頭
ノートパソコン, 防災関係避難時搬出データ	職員室	教務主任
引き渡しカード	職員室ロッカー	教頭
危機管理マニュアル	職員室ロッカー	教頭・防災主任

オ 地震・津波が発生した場合、連絡が必要な機関

連絡責任者 ( 教頭 )				
連絡先	電話	FAX	E-mail	備考
県教委教育政策課	市教委へ			
阿南市教育委員会	0884-22-3390	0884-22-4785	kyougak@city.anan.tokushima.jp	
阿南市危機管理課	0884-22-9191	0884-28-9884	bosai@city.anan.tokushima.jp	
橘公民館(自主防災)	0884-27-2585	0884-27-2585	tachibana@kominkan-anan.jp	
阿南消防署	0884-22-1120	0884-22-1190	Anan119@crux.ocn.ne.jp	
病院(別記)				
阿南警察署	0884-22-0110	橘駐在所	0885-27-0054	

カ 保護者への引き渡しについて

(ア)地震・津波が発生した際、児童の下校・学校待機・保護者への引き渡しの安全確認の基準

対応	保護者へ引き渡す際の安全確認の基準等
児童を下校させる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大津波警報, 津波警報が解除されている。</li> <li>・「避難勧告」「避難指示」が解除されている。</li> <li>・二次災害の恐れがない。</li> <li>・通学路の安全が確保されている。</li> <li>・公共交通機関が支障なく運行している。</li> <li>・児童の帰宅先, 帰宅後の状況について安全確認ができています。</li> <li>・児童の家庭周辺の安全が確認できています。</li> </ul>
児童を学校に待機させる場合は, 安全が確認されるまで学校に待機 引き渡し場所: 学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大津波警報, 津波警報が発令されている。</li> <li>・「避難勧告」「避難指示」が解除されていない。</li> <li>・二次災害の恐れがある。</li> <li>・通学路の安全が確保されていない。</li> <li>・公共交通機関の運行に支障がある。</li> <li>・児童の帰宅先, 帰宅後の状況についての安全が確認できていない。</li> <li>・児童の家庭周辺の安全が確認できていない。</li> </ul>
児童を避難場所に待機させる場合は, 避難場所で待機 引き渡し場所: 津波の危険性がなくなった後, 保護者へ引き渡す	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎が倒壊し, 避難所開設ができない場合。</li> <li>・大津波警報, 津波警報が発令されている。</li> <li>・「避難勧告」「避難指示」が解除されていない。</li> <li>・二次災害の恐れがある。</li> <li>・通学路の安全が確保されていない。</li> <li>・公共交通機関の運行に支障がある。</li> <li>・児童の帰宅先, 帰宅後の状況についての安全が確認できていない。</li> <li>・児童の家庭周辺の安全が確認できていない。</li> </ul>

(イ) 地震・津波が発生した際、児童を引き渡す際の保護者への連絡方法

(電話やメールが使用できないときに、保護者が情報を得られる場所や方法を含む。)

連絡決定責任者：校長		担当者：各HR担任	
連絡方法・手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急連絡網による電話連絡</li> <li>・マチコミメールを利用した一斉送信</li> <li>・地域防災放送を利用した一斉放送</li> <li>・災害伝言ダイヤルの活用</li> <li>・必要に応じ引き渡しカードを持参し、迎えにくるよう連絡。</li> </ul>		
連絡が取れない場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害掲示板に掲示する</li> <li>・保護者が迎えにくるまで、児童は学校に待機させる</li> </ul>		

(ウ) 児童の保護者への引き渡し方法

引き渡し判断決定者：校長		担当者：各担任	
<p>① 引き渡しカードの照合 保護者による確認（児童の氏名・生年月日・血液型等・・・）</p> <p>② 児童による確認（児童に保護者であることを判断させる）</p> <p>③ 引き渡しカードの受け取り者名を記入。</p> <p>④ 安全確認の基準をクリアできたら児童を引き渡す。 (大津波警報・津波警報発令時は、保護者も一緒に待機)</p>			

キ 児童が在校時以外の対応

登下校時	<p>教職員</p> <p>① 津波情報に留意しながら、担当地域の状況確認。</p> <p>② 児童の安否確認。</p>	<p>児童</p> <p>① 声を掛け合い、各地域の最寄りの避難場所へ避難する。（下校途中避難訓練で確認）全9カ所：防災公園・阿南二中・阿南道路・橋小・オカベビル等</p>
学校外の諸活動時	<p>教職員</p> <p>① 屋内・野外にいた場合は、危険物から遠ざけて集合させる。</p> <p>② 揺れがおさまり次第人員確認・把握。負傷者の有無確認・応急手当等</p> <p>③ 携帯電話等で情報収集、活動の継続あるいは二次避難について検討。</p> <p>※情報収集により震度5弱以上の場合</p> <p>① 活動中止。学校に連絡。地域内の被害状況、道路状況について情報収集。</p> <p>② 最寄りの避難場所に二次避難。</p>	<p>児童</p> <p>① 引率者から離れず、指示を確実に聞く（集団行動）教師の指示により、その場で探検バック等により頭部を保護し、しゃがむ。（ダンゴムシのポーズ）</p> <p>② 負傷者や気持ちが不安な者等体調のよくない者は教師に知らせる。</p> <p>③ 静かに落ち着いて、その場から離れず教師の指示を待つ。 教師の指示に従い「おはしも」のルールを徹底 交通状況や倒壊物に気をつけながら避難。</p>
在宅時	<p>教職員</p> <p>情報収集・児童の安否確認。</p>	<p>児童</p> <p>家庭で話し合っている避難場所への避難。</p>

⑩ 3 「南海トラフ地震臨時情報」発表時の学校における対応方針

学校の対応方針

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

- ・ 学校活動の継続と警戒対応または注意対応の準備

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

- ・ 判断基準により，A・Bのいずれかとする
- 対応A 1週間程度の臨時休業（週休日・休日を含む）  
（対応の詳細は対応A参照）
- 対応B 原則として，3日間の臨時休業（週休日・休日を含む）  
（対応の詳細は対応B参照）

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

- 対応C 注意対応をとりながら，原則として，学校活動を継続  
（対応の詳細は対応C参照）

エ 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合  
国からの呼びかけ（注意する措置解除）が発表された場合

- 平常の学校活動を継続

## 対応 A [半割れ 津波浸水または土砂災害の可能性の高い場合]

(注) 津波災害警戒区域内では、大津波警報等に対し、児童生徒等の安全確保を最優先に対応する。

地震発生	臨時情報の発表が学校の時間内	臨時情報の発表が学校の時間外
<b>緊急地震速報</b> <b>大津波警報</b> <b>津波警報</b> 等への対応	『学校防災管理マニュアル』 (地震・津波発生時の対応) 参照 STEP 1 児童生徒等の安全確保 STEP 2 避難 STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認 STEP 4 避難した後の学校の対応 STEP 5 保護者への児童生徒等の引き渡し	『学校防災管理マニュアル』 (地震・津波発生時の対応) 参照 STEP 1 安全な方法で関係する 教職員は学校へ参集 STEP 2 教職員が参集した後の 学校対応
<b>臨時情報</b> <b>(調査中)</b>  警戒対応の準備	基本対応の確認 ○地震関連の情報収集 ○児童生徒等の安全確保 ○教職員の状況把握 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所, 避難所, 備蓄)の確認	基本対応の確認 ○関係教職員の参集 ○地震関連の情報収集 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所, 避難所, 備蓄)の確認
<b>臨時情報</b> <b>(巨大地震警戒)</b>  国からの呼びかけ (避難等の呼びかけ)  警戒対応の開始 臨時休業	南海トラフ地震対策臨時職員会議の開催 ○学校の臨時休業等の判断 ○児童生徒等の安全確保・安全確認 ○保護者への引渡しと今後の対応を周知 ○児童生徒等・保護者との連絡体制の確保 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された 場合の対応  ○臨時休業の期間中に、教育活動再開に向けての検討・準備 ・指導計画の見直しと指導体制等の検討 ・教育相談体制の補充 ・地域連携体制の確認 ・対応状況の記録と報告	関係教職員の参集・対策会議 ○学校の臨時休業等の判断 ○児童生徒等・保護者へ対応を周知 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された 場合の対応
国からの呼びかけ (避難等の解除, 注意 する措置の呼びかけ)  注意対応の開始 学校再開	臨時の職員会議 (学校再開に向けての検討) ○地震関連の情報収集し、学校再開の検討・判断 ○児童生徒等の状況把握, 学校施設の安全確認, 児童生徒等の通学路等の安全確保 ○関係機関・市町村・県教委との連携・協議 ○児童生徒等・保護者へ学校再開について連絡 ○県教委への報告  ○注意対応の維持と地震情報の収集 ○児童生徒等の心身状態, 家庭状況の把握 ○各校の状況に応じた教育活動の再開	
国からの呼びかけ (注意する措置解除)  注意対応の解除 平常の学校活動	○平常の学校活動の継続	

事前避難対象地域内にある学校は、臨時休業中、安全な場所への移動・避難を検討し、学校再開に備える。

## 対応B [半割れ 津波浸水かつ土砂災害の可能性の低い場合]

(注) 児童生徒等の安全確保を最優先に対応する。

地震発生	臨時情報の発表が学校の時間内	臨時情報の発表が学校の時間外
緊急地震速報への対応	『学校防災管理マニュアル』 (地震・津波発生時の対応) 参照 STEP 1 児童生徒等の安全確保 STEP 2 避難 STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認 STEP 4 避難した後の学校の対応 STEP 5 保護者への児童生徒等の引き渡し	『学校防災管理マニュアル』 (地震・津波発生時の対応) 参照 STEP 1 安全な方法で関係する 教職員は学校へ参集 STEP 2 教職員が参集した後の 学校対応
臨時情報 (調査中)  警戒対応の準備	基本対応の確認 ○地震関連の情報収集 ○児童生徒等の安全確保 ○教職員の状況把握 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所, 避難所, 備蓄)の確認	基本対応の確認 ○関係教職員の参集 ○地震関連の情報収集 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所, 避難所, 備蓄)の確認
臨時情報 (巨大地震警戒)  国からの呼びかけ (避難等の呼びかけ)  警戒対応の開始 臨時休業	南海トラフ地震対策臨時職員会議の開催 ○学校の臨時休業等の判断 ○児童生徒等の安全確保・安否確認 ○保護者への引渡しと今後の対応を周知 ○児童生徒等・保護者との連絡体制の確保 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応  ○臨時休業の期間中に、教育活動再開に向けての検討・準備 ・指導計画の見直しと指導体制等の検討 ・教育相談体制の補充 ・地域連携体制の確認 ・対応状況の記録と報告	関係教職員の参集・対策会議 ○学校の臨時休業等の判断 ○児童生徒等・保護者へ対応を周知 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応
学校再開 警戒対応の継続	臨時の職員会議(学校再開に向けての検討) ○地震関連の情報収集し、学校再開の検討・判断 ○児童生徒等の状況把握, 学校施設の安全確認, 児童生徒等の通学路等の安全確保 ○関係機関・市町村・県教委との連携・協議 ○児童生徒等・保護者へ学校再開について連絡 ○県教委への報告	
国からの呼びかけ (避難等の解除, 注意 する措置の呼びかけ)  注意対応の開始	○注意対応の維持と地震情報の収集 ○児童生徒等の心身状態, 家庭状況の把握 ○各校の状況に応じた教育活動の再開	
国からの呼びかけ (注意する措置解除)  注意対応の解除 平常の学校活動	○平常の学校活動の継続	

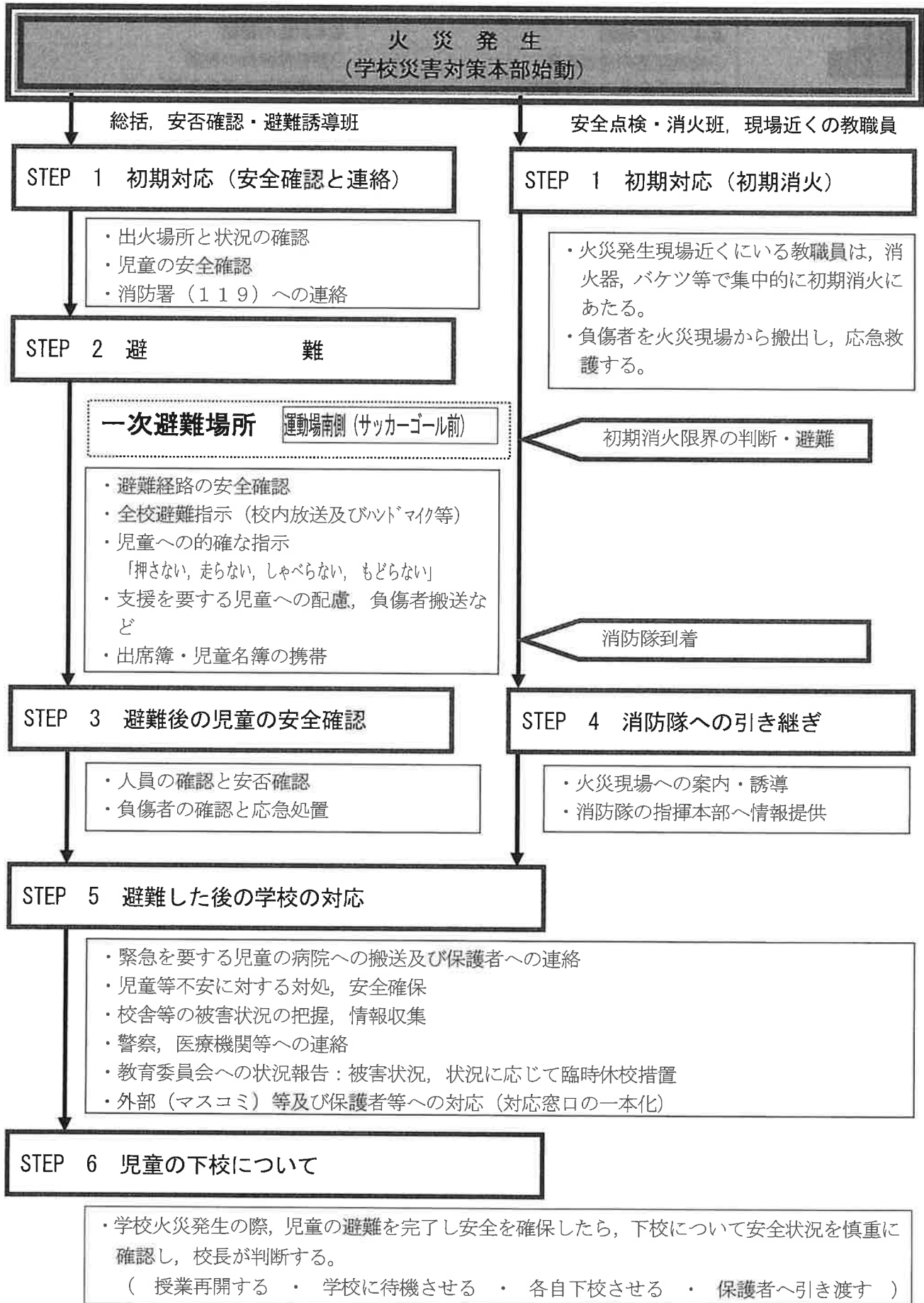
## 対応C [一部割れ, ゆっくりすべり の場合]

(注) 児童生徒等の安全確保を最優先に対応する。

地震発生	臨時情報の発表が学校の時間内	臨時情報の発表が学校の時間外
<p><b>臨時情報</b> <b>(調査中)</b></p> <p>警戒対応の準備</p>	<p>基本対応の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地震関連の情報収集</li> <li>○児童生徒等の安全確保</li> <li>○教職員の状況把握</li> <li>○学校災害対策本部設置の確認</li> <li>○連絡体制の確認</li> <li>○避難体制(避難場所, 避難所, 備蓄)の確認</li> </ul>	<p>基本対応の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○関係教職員の参集</li> <li>○地震関連の情報収集</li> <li>○学校災害対策本部設置の確認</li> <li>○連絡体制の確認</li> <li>○避難体制(避難場所, 避難所, 備蓄)の確認</li> </ul>
<p><b>臨時情報</b> <b>(巨大地震注意)</b></p> <p>国からの呼びかけ (注意する措置の呼びかけ)</p> <p>注意対応の開始 学校活動の継続</p>	<p>南海トラフ地震対策臨時職員会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校の臨時休業等の判断</li> <li>○児童生徒等の安全確保・安否確認</li> <li>○保護者への引渡しと今後の対応を周知</li> <li>○児童生徒等・保護者との連絡体制の確保</li> <li>○学校からの情報発信開始</li> <li>○施設設備点検及び減災対策補強</li> <li>○県教委への対応状況報告</li> <li>○市町村・関係機関等と連携体制の確認</li> <li>○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応</li> </ul> <p>○注意対応をとりながら, 学校活動を継続</p>	<p>関係教職員の参集・対策会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校の臨時休業等の判断</li> <li>○児童生徒等・保護者へ対応を周知</li> <li>○学校からの情報発信開始</li> <li>○施設設備点検及び減災対策補強</li> <li>○県教委への対応状況報告</li> <li>○市町村・関係機関等と連携体制の確認</li> <li>○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応</li> </ul>
<p>国からの呼びかけ (注意する措置解除)</p> <p>注意対応の解除 <b>平常の学校活動</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平常の学校活動の継続</li> </ul>	

⑪ 火災 編

ア 火災発生時の基本対応及びその流れ（児童が在校時）





イ 火災が発生した場合の情報収集のための機器や方法

機器・方法	設置場所・情報集の方法	担当者
火災報知器	各教室・特別教室・体育館・放送室に設置	教頭
受信機	職員室に設置、火災報知器が鳴ったら、受信機で確認後避難が必要な場合は、校内放送で児童へ避難を指示する。	教頭・主任主事

ウ 校内防火機器等配置図及び校内避難経路図、火災が発生した場合の避難場所及びその判断基準

校内防火機器等配置図及び校内避難経路図

	判断基準	避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所
CASE 1	<p>○火災発生</p> <p>・初期消火ではすぐに消火できないと判断した場合、全館避難する。</p>	<p>避難場所：運動場南側サッカーゴール前</p> <p>災害対策本部：体育館</p> <p>集合形態：学年ごとに2列（3年生は1列）</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>6年 4年 2年 1年 3年 5年</p> </div>

エ 火災が発生した場合、持ち出さなければならない重要書類と保管場所  
地震・津波編に同じ。

オ 火災が発生した場合、連絡が必要な機関  
地震・津波編に同じ。

### カ 火災が発生した場合の児童の下校の判断基準

(ア) 火災が発生した際、児童の下校・学校待機・保護者への引き渡しの安全確認の基準

対 応	保護者へ引き渡す際の安全確認の基準等
児童を下校させる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の状態が落ち着いている。</li> <li>・通学路の安全が確保されている。</li> <li>・公共交通機関が支障なく運行している。</li> </ul>
安全が確認されるまで児童を学校に待機させる  引き渡し場所：学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災の影響で、通学路の安全が確保されていない。</li> <li>・火災の影響で、公共交通機関の運行に支障がある。</li> </ul>

(イ) 火災が発生した際、児童が下校する、あるいは学校に待機している情報の、保護者への連絡方法について

判断責任者： 校長	担当者： 学級担任
連絡方法・手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急連絡網による電話連絡</li> <li>・マチコミメールを利用した一斉送信</li> </ul>
連絡が取れない場合の対応	・連絡が取れるまで、児童は学校に待機させる。

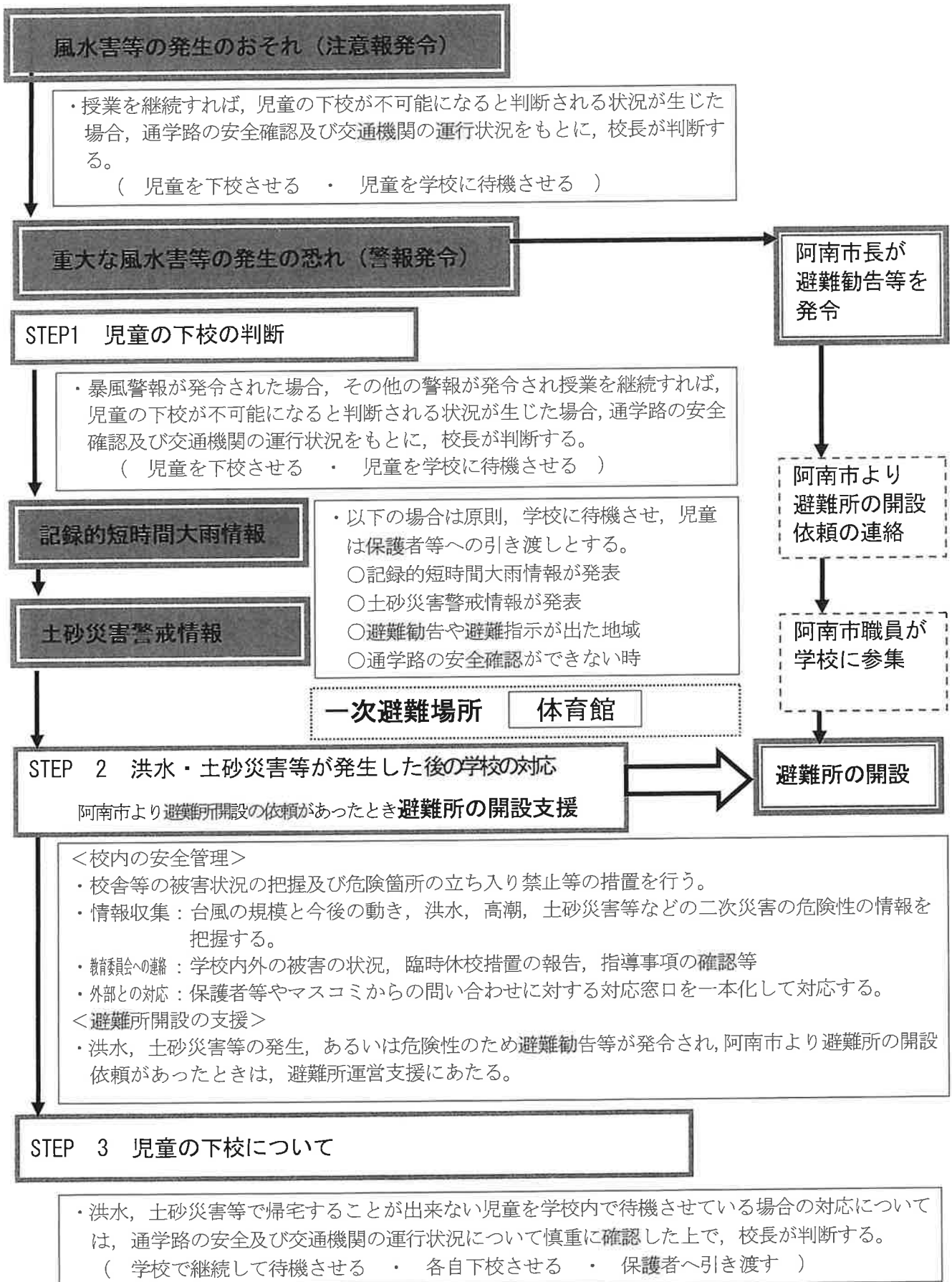
(ウ) 児童の保護者への引き渡し方法  
地震・津波編に同じ。

### キ 児童が在校時以外の対応

学校外の所活動時	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 出火場所と状況の確認（消防署（119）への連絡）</li> <li>② 児童の安全確認、負傷者の有無の確認と応急手当</li> <li>③ 避難場所に関する情報収集と、避難場所への安全な誘導。 （危険物の有無や交通状況の把握）</li> <li>④ 学校と連絡を取り、活動の継続あるいは中止を検討。 すみやかに安全な帰校もしくは帰宅措置をとる。</li> <li>⑤ 市教委への状況及び経過報告。</li> </ol>
休日・夜間等	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 電話連絡等による児童の安否確認。</li> <li>② 火災状況と程度の把握。</li> <li>③ 教職員間の情報共有。</li> <li>④ 市教委への状況及び経過報告。</li> </ol>

⑫ 風水害 編

ア 風水害発生時の基本対応及びその流れ（児童が在校時）



イ 風水害が発生した場合の情報収集のための機器や方法を書き出しましょう。

機器・方法	設置場所・情報集の方法	担当者
インターネット 気象庁レーダーナウキャスト	職員室に設置、常時起動、注意報警報発令時は随時チェックする。	教頭・主任主事
ラジオ	職員室に設置、注意報警報発令時はラジオをつける。	教頭・主任主事
テレビ	//	教頭・主任主事
携帯電話（すだちくんメール）	各教職員で受信	教職員
災害無線情報	職員室にて聴取	教頭・主任主事

ウ 注意報・警報が発令された・風水害が発生した場合の対応・避難場所及びその判断基準

	判断基準	避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所等
C A S E 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暴風警報が発令された時</li> <li>○児童を下校させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の状態が落ち着いている。</li> <li>・通学路の安全が確保されている。</li> <li>・公共交通機関が支障なく運行している。</li> </ul>
C A S E 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> <li>・土砂災害警戒情報が発表された場合</li> <li>○安全が確認されるまで児童を学校に待機させる。</li> <li>引き渡し場所：学校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風水害の影響で、通学路の安全が確保されていない。</li> <li>・風水害の影響で、公共交通機関の運行に支障がある。</li> <li>・通学路の安全が確保されていない。</li> <li>・公共交通機関の運行に支障がある。</li> <li>・児童の帰宅先、帰宅後の状況についての安全確認ができていない。</li> <li>・児童の家庭周辺の安全が確認できていない。</li> </ul>
C A S E 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水による避難勧告が発令された場合。</li> <li>・洪水・土砂災害等発生し、校舎の一部が被災した場合</li> <li>○校舎の被災していない部分に避難し安全が確認されるまで、待機させる。</li> </ul>	<p>避難場所：使用可能な教室及び体育館等 災害対策本部：校長室（職員室）</p> <p>集合形態： 体育館 朝会の体形（各学年2列、4年生は1列）</p>

エ 洪水・土砂災害等発生した場合、移動させる重要書類と保管場所。  
地震・津波編と同じ。

オ 洪水・土砂災害等発生した場合、連絡が必要な機関  
地震・津波編と同じ。

カ 保護者への引き渡しについて

(7) 注意報・警報等が発令された場合及び洪水・土砂災害等が発生した場合の児童の下校・学校待機・保護者への引き渡しの安全確認の基準

対 応	保護者へ引き渡す際の安全確認の基準等
児童を下校させる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の状態が落ち着いている。</li> <li>・通学路の安全が確保されている。</li> <li>・公共交通機関が支障なく運行している。</li> </ul>
安全が確認されるまで児童を学校に待機させる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風水害の影響で、通学路の安全が確保されていない。</li> <li>・風水害の影響で、公共交通機関の運行に支障がある。</li> <li>・通学路の安全が確保されていない。</li> <li>・公共交通機関の運行に支障がある。</li> <li>・児童の帰宅先、帰宅後の状況についての安全確認ができていない。</li> <li>・児童の家庭周辺の安全が確認できていない。</li> </ul>
保護者へ引き渡す  引き渡し場所：学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・注意報・警報が解除されている。</li> <li>・「避難勧告」や「避難指示」が解除されている。</li> <li>・通学路の復旧や安全が確保されている。</li> <li>・公共交通機関の運行が回復している。</li> <li>・児童の帰宅先、帰宅後の状況についての安全確認ができていない。</li> <li>・児童の家庭周辺の安全が確認できている。</li> </ul>

(イ) 洪水・土砂災害等が発生した場合に児童を下校させる、あるいは学校に待機させている情報を、保護者へ連絡する方法

連絡決定責任者：校長		担当者：教頭・各担任	
連絡方法・手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マチコミメールを利用した一斉送信（教頭・教務主任）</li> <li>・一部電話連絡（各担任）</li> </ul>		
連絡が取れない場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡が取れるまで、児童は学校に待機させる。</li> </ul>		

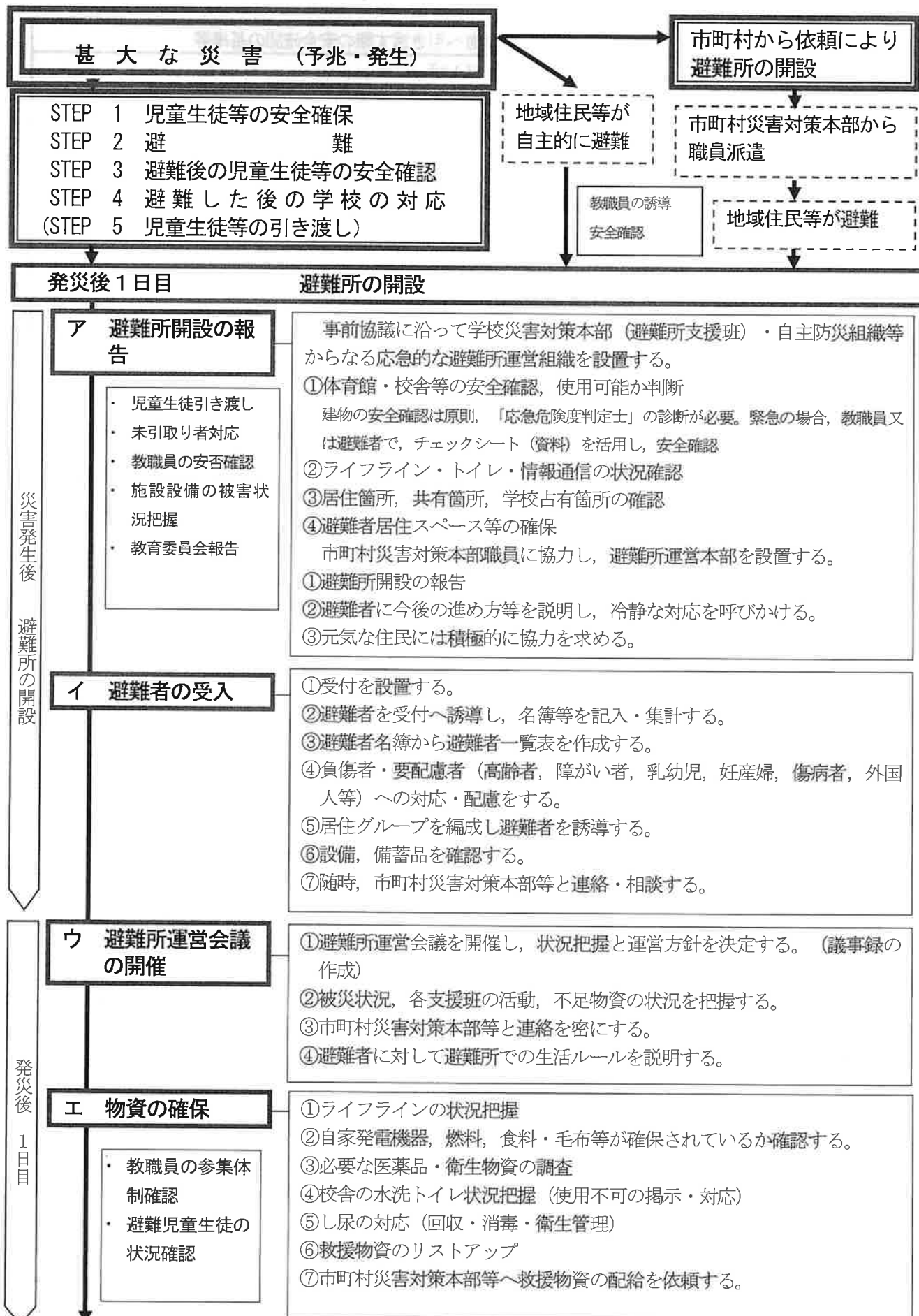
(ウ) 児童の保護者への引き渡し方法  
地震・津波編に同じ。

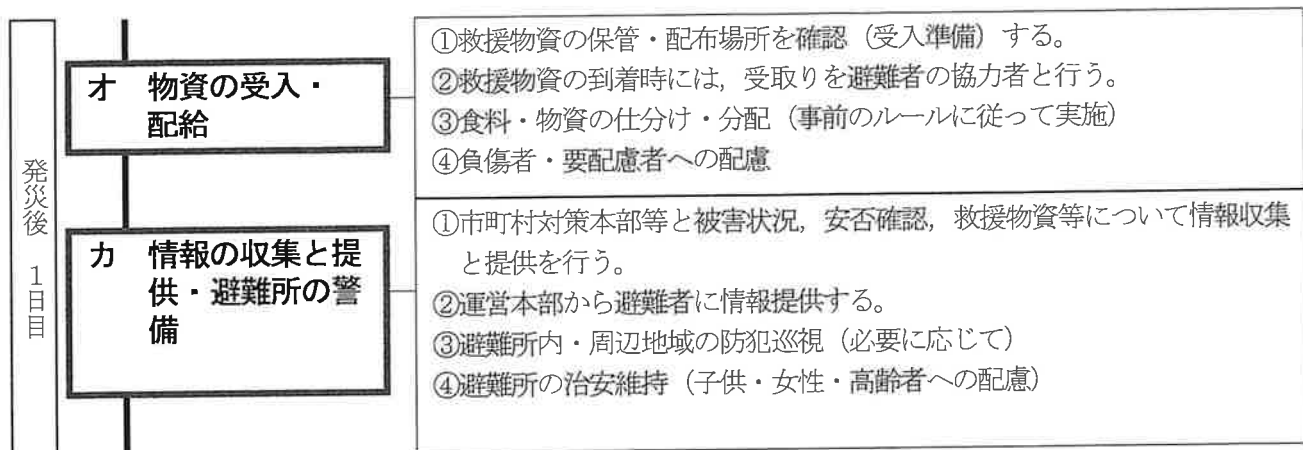
キ 児童が在校時以外の対応

登 校 前	<p>① 暴風警報・・・自宅待機（午前7時で暴風警報が発令されているとき…その後解除されても臨休）</p> <p>② 大雨警報 洪水警報 波浪・高潮警報</p> <p>} 平常通り登校とする。</p> <p>※保護者が、用水・河川・道路・橋等の状況から、登校に危険が伴うと判断する場合は自宅待機。 自宅待機の旨を学校に連絡してもらい、教職員は児童の所在と状況を把握し安全確認。</p>
-------------	--

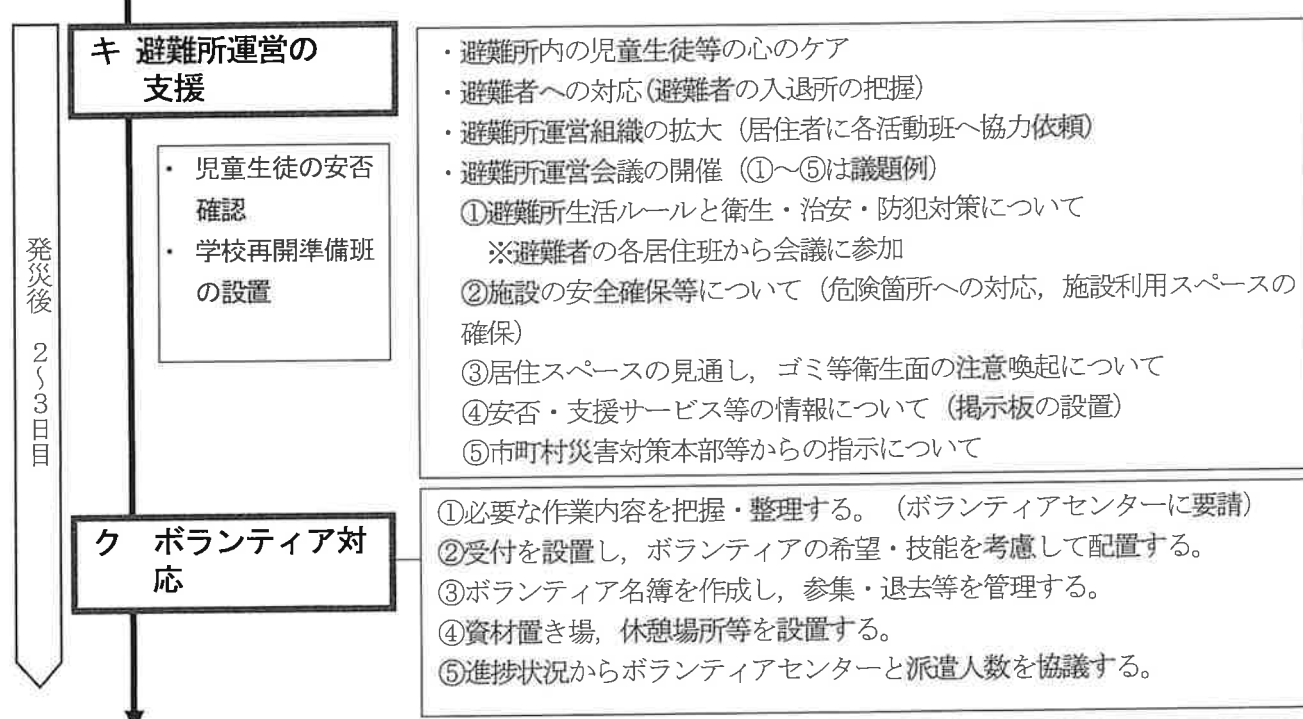
⑬ 学校避難所運営支援計画について (基本対応)

(2) 避難所運営支援の流れと基本対応

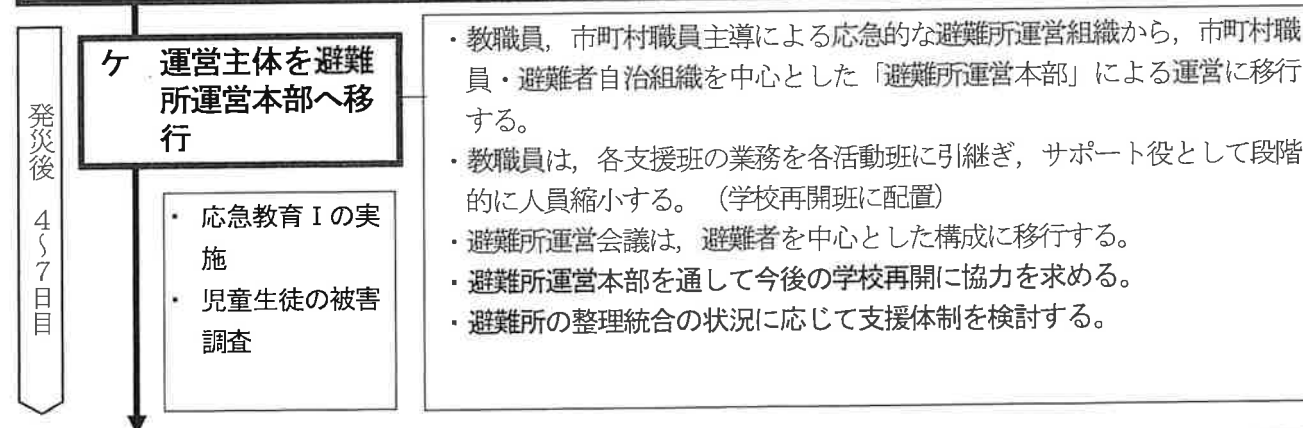




発災後 2～3日目 **運営体制の整備**



発災後 4～7日目 **本格的な避難所運営組織へ移行**



安定期～撤収期 **速やかに教育活動の再開に向けて準備活動を行う**

ア 応急的な避難所運営体制の検討

(7) 応急的な避難所運営本部

役職	氏名	所属	備考
本部長 (1名)	校長	橘小学校	校長が学校災害対策本部長と兼務
副本部長 (校内1名)	教頭	橘小学校	校長が本部長であれば教頭等
副本部長 (地域代表 1名)	会長	自主防災会	自主防災会代表等
委員	各活動(支援)班長 ○○ ○○ 各自治会代表 ○○ ○○	各自治会	総務班は事務局を兼ねる

※応急的な避難所運営組織を置く期限は、応急的な避難所運営本部は物資配給体制が整備できた時点とする。

(イ) 避難所運営支援のための班編成・役割分担

(発災後初期段階において、避難所の運営を阿南市と地域自主防災組織へ移行するまでの役割)

班名	担当者名	役割
総務班	班長 副班長	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営本部会議の事務局</li> <li>避難所記録</li> <li>地域との連携</li> <li>その他</li> </ul>
避難者管理班	班長 副班長	<ul style="list-style-type: none"> <li>名簿管理</li> <li>問い合わせへの対応</li> <li>取材への対応</li> <li>郵便物・宅配物の取り次ぎ</li> </ul>
情報班	班長 副班長	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所外情報収集</li> <li>避難所外向け情報発信</li> <li>避難所内向け情報発信</li> </ul>
食料・物資班	班長 副班長	<ul style="list-style-type: none"> <li>食料・物資の調達・受入・管理・配給</li> <li>炊き出し</li> </ul>
施設管理班	班長 副班長	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険箇所対応</li> <li>防火防犯警備</li> </ul>
保健・衛生班	班長 副班長	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理, ゴミ, 風呂, トイレ, 掃除, ペット</li> <li>医療・介護活動</li> <li>生活用水の管理</li> </ul>
要配慮者支援班	班長 副班長	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者の支援</li> <li>要配慮者名簿の作成</li> <li>要配慮者用相談窓口の設置等</li> <li>女性・子どもの安全の確保</li> </ul>
ボランティア班	班長 副班長	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアの受入・管理</li> </ul>



イ 学校施設の使用法

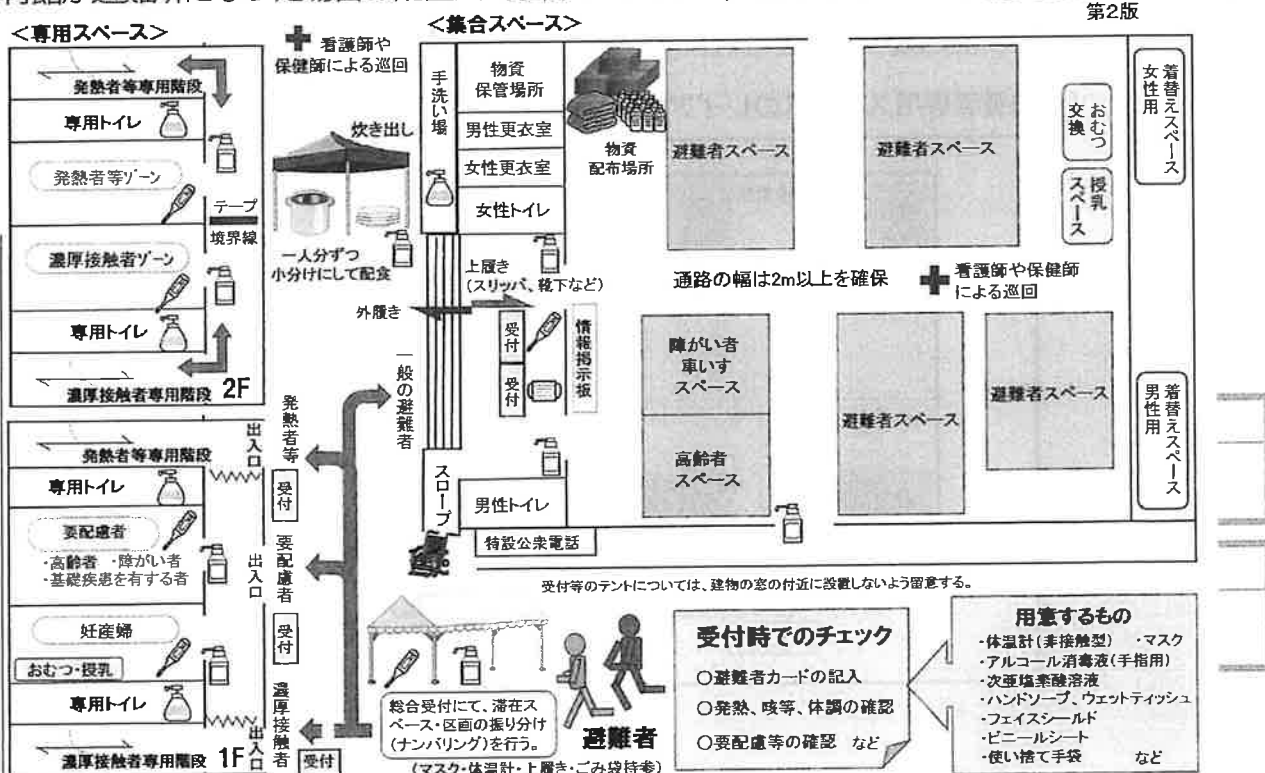
学校が避難所となった場合の収容場所と収容人数・禁止場所区域

収容場所	人数	立入禁止場所	理由
体育館	150人	校長室	災害対策本部設置
さくら学級 (1階)	3人 (病人用)	職員室	代替 (災害対策本部)
わかば学級 (1階)	3人 (病人用)	理科室	炊き出しに使用
1年教室 (1階)	10人	家庭科室	炊き出し・物資の管理
2年教室 (1階)	10人	2階以上の教室	応急教育のため
音楽室 (3階)	20人	スタジオ	応急教育のため
図書ホール (1階)	20人	コンピュータ室	各種機材あり
運動場・第2運動場	3,893人 (校舎を含む全体)	保健室	救護室 薬品等等

<新型コロナウイルス感染症対策例>

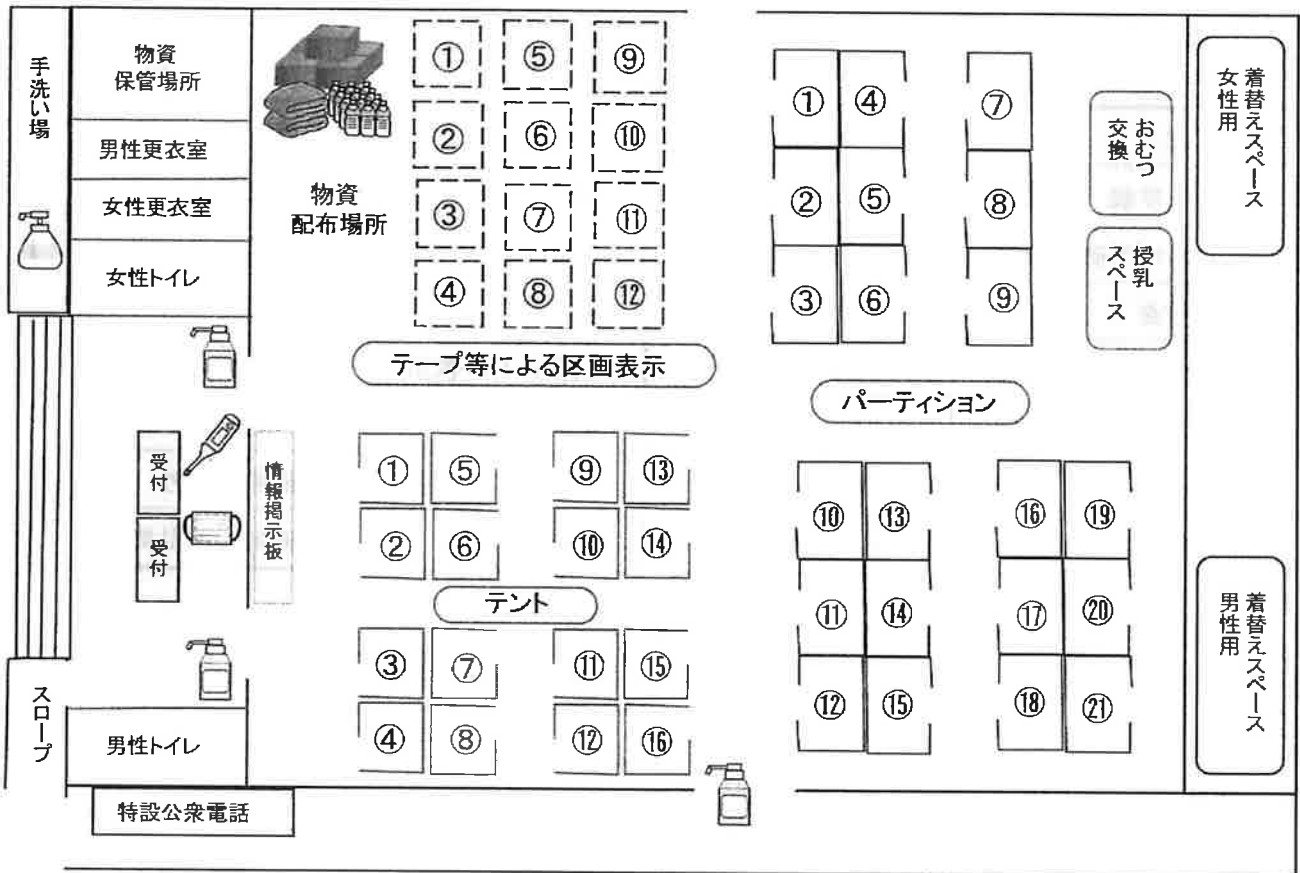
事前受付	体育館の正面出入口前、体育館に接続する廊下等
個別受付	体育館の入口
一般避難者スペース	体育館のメインアリーナ
要配慮者スペース	校舎の和室 (畳) 等
発熱者等専用スペース	校舎の特別教室等
濃厚接触者用スペース	校舎の特別教室等

体育館が避難所になった場合の配置図 (事前受付の場所、発熱者等ゾーン、濃厚接触者ゾーン、)



※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

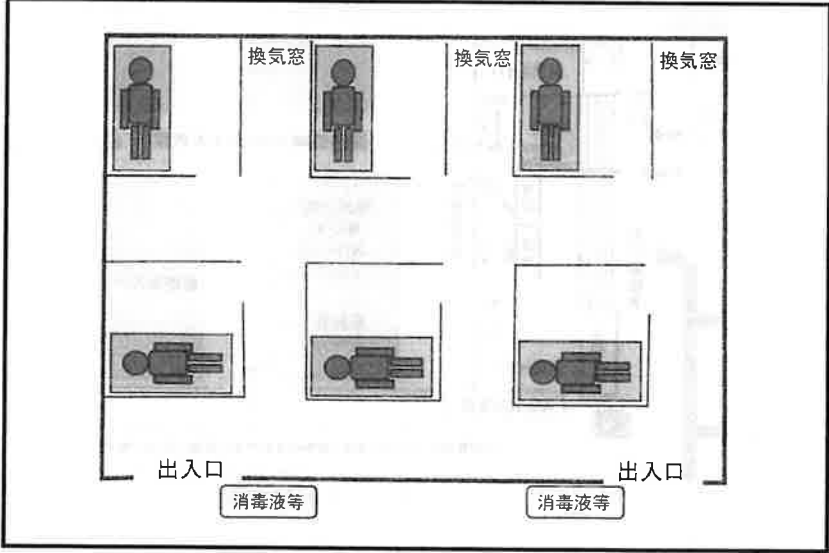
体育館のレイアウト例



＜発熱者等専用スペース内のレイアウト＞

- ・パーティションを使用して、可能な限り各々の滞在スペースを個室化する。
- ・パーティションを部屋の対角に配置する等、可能な限り避難者相互の距離を確保する。

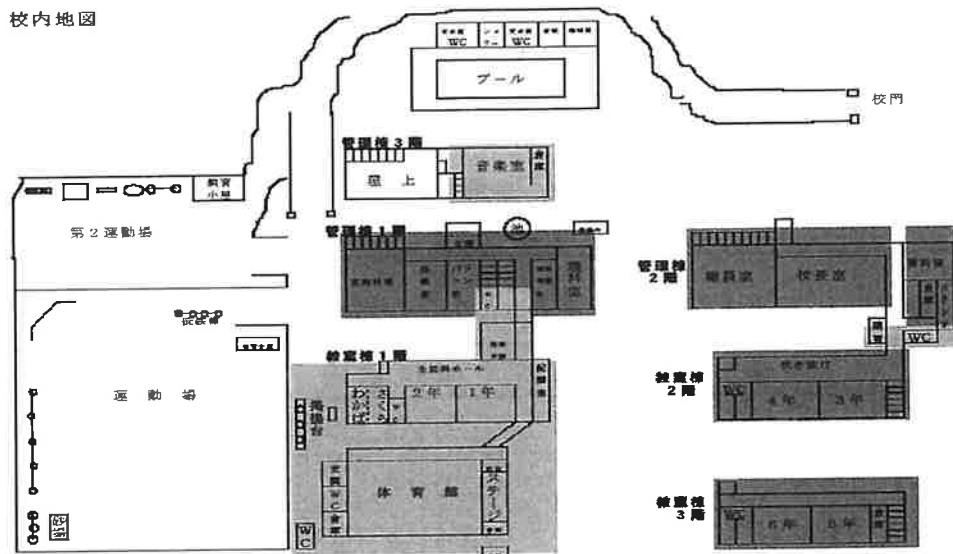
【発熱者等専用スペースのレイアウト（例）】



校舎での学校占有場所・共有スペース等の確保

(青 避難所区域 / 赤 禁止区域 / 緑 共有スペース)

校内地図

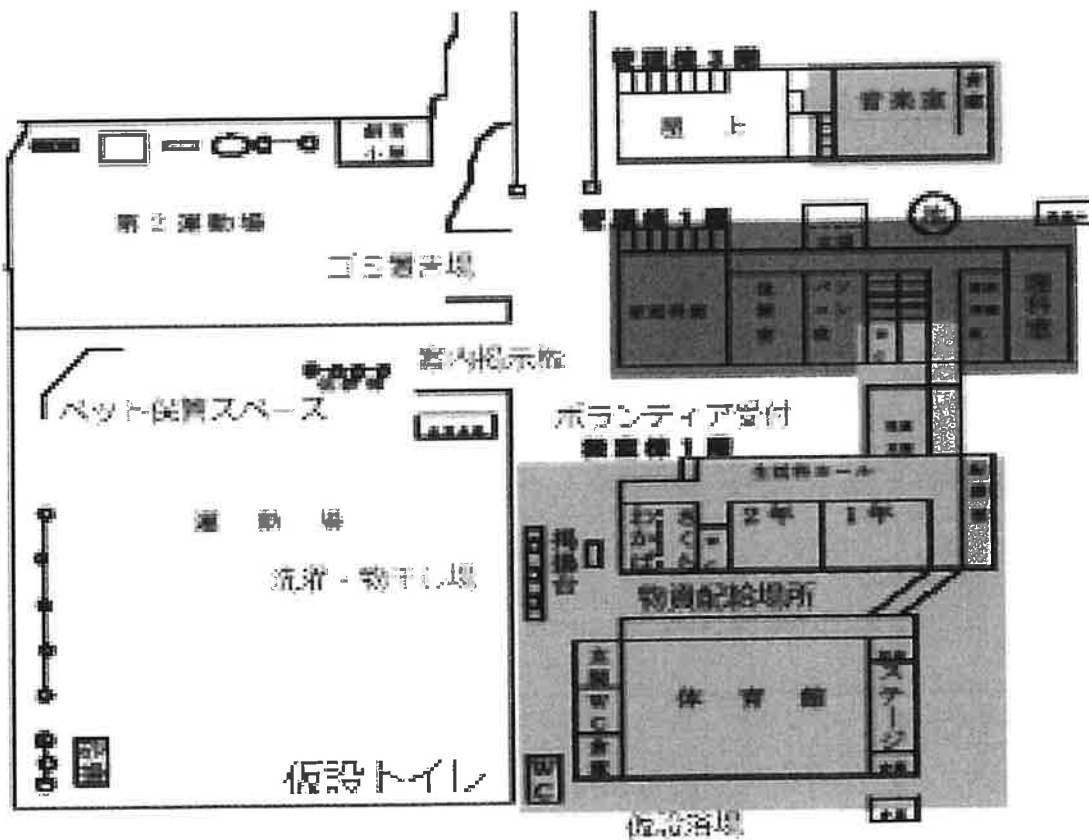


-1-

※ 市避難所運営マニュアル (グラウンド 1, 496人 2㎡/人 校舎 2, 397人 1㎡/人)

学校敷地での共有スペース等

(グラウンドの駐車スペースや仮設トイレの設置場所等の配置図)



ウ 学校が避難所となった場合の、管理責任者（阿南市）の連絡先及び取り決めた内容（鍵の管理等）

<p><b>平日の場合</b></p> <p>＜連絡体制＞ 連絡先・・・阿南市危機管理部 危機管理課                  電話 0884-22-9191                  FAX 0884-28-9884</p> <p>方法等・・・災害対策本部等の設置を行い、阿南市内の避難所を統括する。                  橋の避難所は、本部との連絡を随時行い、情報を共有する。</p>
<p><b>休日・夜間の場合</b></p> <p>＜連絡体制＞ 連絡先・・・阿南市危機管理部 危機管理課                  電話 090-7625-8358</p>

エ 学校が避難所となった場合に、使用する備蓄されている品名

備蓄品名	数量	保管場所	使用期限	管理責任者	確認日
水	1.5L×48本	家庭科室	2023. 2	教頭	2024. 4. 17
食料(クラッカー)	168缶	家庭科室	2026. 2	教頭	2024. 4. 17
食料(クラッカー)	168缶	家庭科室	2028. 2	教頭	2024. 4. 17
食料(わかめごはん)	200食	家庭科室	2025. 6	教頭	2024. 4. 17
食料(わかめごはん)	250食	家庭科室	2028. 5	教頭	2024. 4. 17
食料(白飯)	100食	家庭科室	2028. 5	教頭	2024. 4. 17
寝具類(毛布)	16枚	保健室・体育館			
簡易トイレ	10個	防災倉庫		阿南市	
<p>＜その他＞ 発電機1台 発電機用エンジンオイル1缶 投光器2個 投光器用スタンド2台                  コードリール2個 トランシーバー3個 ブルーシート30枚 飲料用ポリタンク10個                  災害用簡易トイレ2個 簡易トイレ用ビニール袋3箱 ウォーターバルーン1セット</p>					

⑭ 学校教育活動の再開に向けての計画

ア 学校教育活動の再開に向けて目標日数を設定、及び確認事項・作業内容・協議事項

目標日数		確認事項・作業内容・協議事項		
大災害発生後	避難所の開設	○避難者の受け入れ及び避難所の運営支援		
↓				
被災後3日程度	学校再開準備 班の設置	○阿南市・地域自主防災組織・避難者自治組織への避難所運営組織の移行 ○学校再開班の始動		
↓		○児童及びその家族の安否確認 ○児童の住居の被害状況確認 ○教職員及びその家族の安否確認 ○教職員の住居の被害状況 ○校舎・校庭の被害状況確認 ○ライフラインの被害状況確認 ○通学路など地域の被害状況確認		
↓				
被災後7日程度	応急教育Ⅰ の実施	○青空教室・心のケア等を実施し、児童の心身の健康状態の回復・維持 ○教育委員会からの調査依頼に対し、被害実態の報告 ○仮登校日の日程協議（児童・保護者への連絡） ○校舎等被害に対する応急措置 ○ライフライン、トイレの復旧 ○教室の確保（他施設の借用、仮設教室の建設） ○通学路の安全確保		
↓		<table border="1"> <tr> <td>仮登校日の実施</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登校可能な児童の人数確認</li> <li>・児童の心理面の状況把握</li> <li>・勤務可能な教職員の人数確認</li> <li>・児童の学習に必要な教科書・学用品の確認</li> </ul> </td> </tr> </table>	仮登校日の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登校可能な児童の人数確認</li> <li>・児童の心理面の状況把握</li> <li>・勤務可能な教職員の人数確認</li> <li>・児童の学習に必要な教科書・学用品の確認</li> </ul>
仮登校日の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登校可能な児童の人数確認</li> <li>・児童の心理面の状況把握</li> <li>・勤務可能な教職員の人数確認</li> <li>・児童の学習に必要な教科書・学用品の確認</li> </ul>			
↓		○応急教育Ⅱの計画の作成 ○児童の心のケアの体制整備 ○ライフライン復旧の確認 ○通学路・学区の安全の点検の実施 ○授業再開の日程協議（児童・保護者への連絡） ○校舎施設・設備の復旧、仮設教室建設 ○授業形態の工夫（二部授業等） ○不足教職員についての応援体制・配置・授業等の対応 ○可能な範囲の教科書等の確保 ○臨時的な学校給食の再開 ○児童の心のケア対策の支援体制 ○避難所（避難者）の理解		
↓				
被災後14日程度	応急教育Ⅱ の実施	○授業場所の対応 ○授業形態の工夫 ○施設の被害・登校できる児童数などの実情を踏まえた適切な応急教育Ⅱの実施		
↓		○教科書等の確保 ○学校給食の再開 ○欠授業時数の補充と授業の工夫、児童の学力補充 ○各学年の課程の修了及び卒業における配慮 ○被災児童への就学援助等		
↓				
被災後30日程度	平常時の学校教育活動の再開			

イ 応急教育Ⅰ・Ⅱを実施するための場所・内容・形態

(7) 応急教育Ⅰ

○場所：校庭，理科室等特別教室

○内容：ゲーム，遊び，運動，お話等

○形態：避難所運営が阿南市，地域自主防災組織，避難者自治組織主体の運営となったら，参加できる児童を対象に，学年，組に関係なく実施する。

(4) 応急教育Ⅱ

	状況等	場所及び応急教育Ⅱの形態
第1予定場所	条件 ・施設の被害が軽微な場合 ・児童の7割以上が登校	場所：校舎を使用して応急教育Ⅱを実施する。  形態：平常のクラスにて，45分の通常授業を実施する。
第2予定場所	条件 ・施設の被害が相当に甚大な場合 ・児童の5～7割以上が登校	場所：校舎を使用して応急教育Ⅱを実施する。  形態：クラスの再編制にて，午前・午後の二部授業を実施する。
第3予定場所	条件 ・施設の使用が全面的に不可能な場合 ・児童の5～7割以上が登校	場所：阿南第二中学校に間借り 連絡先：電話番号0884-26-0203, 1778 形態：クラスの再編制にて，午前：下学年・午後：上学年の二部授業を実施する。  場所：仮設テント（運動場内） 形態：クラスの再編制（現在検討中）

ウ 学校教育活動の再開のために，必要な物資を揃えるための連絡先

物資名	連絡先	電話番号
教科書	阿南市教育委員会学校教育課	0884-22-3390
学用品	阿南市教育委員会学校教育課	0884-22-3390
給食	阿南市教育委員会学校給食課	0884-22-0362

緊急連絡先（医療機関）

医療機関	電話番号	備考
阿南医療センター	0884-28-7777	総合病院（救急）
徳島日赤病院	0885-32-2555	総合病院（救急）
是松医院（内科）	0884-27-0316	学校医・津乃峰町
吉岡医院（歯科）	0884-27-3373	学校医・橘町
岡本病院（眼科）	0884-27-0311	学校医・津乃峰町
殿谷医院（整形外科）	0884-27-3334	津乃峰町